

## IV 平成 28 年度教育庁主要事務事業

取組の方向1

## 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

### < 主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 >

#### 1 小・中学校における基礎学力の定着（指導部・人事部）

##### (1) 「児童・生徒の確かな学力向上を図るための調査」の実施

###### ア 調査の目的

- (ア) 都教育委員会は、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、全都における教育施策に生かす。
- (イ) 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関わる自地区の課題及び解決策を明確にし、教育施策に生かす。
- (ウ) 各学校は、教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力向上を図る。
- (エ) 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況について、広く理解を求める。

###### イ 調査の内容及び実施学年

- (ア) 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容<悉皆調査・自校採点>
  - 小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科
  - 中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科
- (イ) 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容
- (ウ) 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

##### (2) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についての説明会の開催

学力調査の意図、採点のポイント、問題の趣旨及び問題内容並びに調査の分析方法・結果及び授業改善のポイントに関する説明会を都内の全公立小・中学校等の教員及び全区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。

##### (3) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内の全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

##### (4) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、

東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

- (5) 都及び国の学力調査の結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させる。

また、各学校は、児童・生徒、保護者、地域の方々、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

- (6) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果に基づき、学力に課題のある学校へ国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して訪問し、指導・助言を行い、授業改善の取組を支援する。

- (7) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供〈メールマガジンの配信〉

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、東京都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

- (8) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進

「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学での効果的な習熟度別指導、中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

- (9) 「東京ベーシック・ドリル」の電子化

「東京ベーシック・ドリル」を電子化し、自動採点や児童・生徒の学習状況の把握等を行えるようにするとともに、放課後の補習や家庭学習でも活用できるようにすることで、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図る。

## 2 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

- (1) 自校の学力スタンダードの作成及び学力スタンダードに基づく学習指導の実施

全都立高等学校（進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制高校、通信制高校を除く。）において、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・計画的な指導を行う。また、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。

ア 「都立高校学力スタンダード」を参考に自校の学力スタンダードを作成及び自校の学力スタンダードのホームページへの掲載

イ 学力スタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立

ウ 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画・報告書の作成

エ 学力スタンダードに基づく指導と評価の実施

オ 各校独自の学力調査の実施と分析

カ 学力スタンダード推進協議会の開催

## 取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

### (2) 学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力スタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を作成する。作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータバンクに保存・登録し、各校独自の学力調査問題の作成に資する。

ア 教員で構成する「都立高校学力スタンダード」学力調査問題検討委員会の設置

イ 委託業者と共同で学力調査の企画、検討及び問題作成を実施

ウ 「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の作成

エ 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

## 3 アクティブ・ラーニングに関わる指導内容・方法の研究・開発（指導部）

### (1) アクティブ・ラーニング推進校の指定

ア 平成28年度は「アクティブ・ラーニング推進校」を15校指定し、指定校では次の取組を行う。

(ア) 外部講師を招へいし「アクティブ・ラーニング」の視点を生かした指導方法に関する校内研修の実施

(イ) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の視察

(ウ) 「アクティブ・ラーニング」の視点を生かした授業の開発

(エ) 研究成果報告書の作成

イ 「アクティブ・ラーニング推進校」による成果の普及を図るため、次の取組を行う。

(ア) 推進校が作成した報告書を基に指導資料集を作成するとともに、実践映像などをDVDにまとめ、全都立高校に配布する。

(イ) 実践報告会を開催し、推進校の実践の成果を全都立高校に向けて普及する。

## 4 外部人材を活用した放課後の学習支援等、授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

### (1) 「放課後子供教室」の促進

ア 研修内容の充実

放課後子供教室の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとして研修内容の充実を図り、区市町村を支援していく。なお、平成27年度は研修を5回実施した。

イ 情報提供の充実

放課後子供教室における学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な活動事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況、課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における放

課後子供教室の推進を図る。

平成 27 年度は 55 区市町村 1,112 小学校区、都立特別支援学校 13 教室で実施した。

ウ 活動プログラムの充実

次代を担う人材育成を目的とする、学力や体力向上等の取組を含めた年 12 回以上の継続的・体系的な活動プログラムを実施する放課後子供教室を運営する区市町村に対してそれら活動プログラムの中心的役割を担う教育活動推進員の謝金を都独自に上乘せ補助を行う。こうした取組を通じて活動内容の充実を図る区市町村を支援していく。

(2) 「地域未来塾」の促進

ア 情報提供の充実

各地区における地域未来塾の特色的な実践事例等を収集し、広報誌等を活用した情報提供を行うとともに、関係課長会や担当者会など様々な場を通じて働き掛けを行う。区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

平成 28 年度は 12 区市で事業を実施する予定である。

(3) 「校内寺子屋」の実施

ア 生徒の個の状況に応じた学力向上を支援するために、学力向上研究校として、都立高等学校を 10 校指定

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間 180 回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期考査など定期的に学力調査を実施し、結果を分析する。

エ 学習支援ソフトの活用

学校に配備されたタブレット端末に都教育委員会が指定した弱点を克服する学習支援ツールを導入し、活用する。

**5 都立学校における進学指導重点校等の指定（都立学校教育部・指導部）**

難関国公立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等に指定された 26 校と中高一貫教育校 10 校による進学指導研究協議会の参加校を対象に、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

(1) 進学指導重点校等の指定

ア 進学指導重点校 7 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）

イ 進学指導特別推進校 6 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）

ウ 進学指導推進校 13 校（指定期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）

(2) 外部機関による進学指導コンサルティング事業の実施

学校ごとに教科の指導体制や指導計画等に対する課題の抽出と改善案の提示を行

## 取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

う進学指導コンサルティング事業を、年間9校を対象として実施する。

### (3) 進学指導研究協議会における教科主任部会の実施

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力の分析方法、学力向上のための指導計画の立案方法、教科指導法等について学ぶための教科主任部会を5教科で実施する。

### (4) 学習指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する学習指導員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を通して、各校の進学指導事務の効率化を図る。

## < 主要施策2 理数教育の充実 >

### 1 小・中学校における、理科の授業を充実させる取組の充実（指導部）

#### (1) 小学生科学展の実施

都内公立小学校児童の理数に対する意欲を高めるため、理数に関わる自由研究を展示する「小学生科学展」を実施する。

#### (2) 東京ジュニア科学塾の実施

科学に高い興味・関心がある中学生の資質・能力を更に伸長するため、中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を実施する。

#### (3) 中学生科学コンテストの実施

中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸長するとともに、科学好きの中学生の裾野を広げるため、中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨する「中学生科学コンテスト」を実施する。

#### (4) 実験・観察アシスタントの配置

小学校・中学校の理科授業に、学生や社会人、地域人材等を「観察・実験指導スタッフ」として配置し、観察や実験等の充実を図る。

#### (5) 理数授業特別プログラムの実施

小学校・中学校において、大学や企業と連携し、理数の面白さや有用性を実感させるための特別プログラムを実施する。

#### (6) 理科支援ボランティア活用モデル地域の指定

小学校・中学校における地域人材等のボランティアの理科授業に係る活用について、効果的な運営方法を検討する。

#### (7) 理科教育カンファレンスの実施

理科を指導する小学校・中学校の教員が、都や国における課題や先進事例を共有し、理科教育の改善・充実を図ることができるよう、会議を開催する。

### 2 高等学校における理数教育の充実（指導部）

#### (1) 「理数アカデミー校」・「理数イノベーション校」の指定

ア 科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラ

ムに取り入れる。

イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。

ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。

エ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。

オ 「科学の甲子園全国大会」出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。

(2) 「理数研究校の充実」

ア 理数に興味をもつ生徒の裾野拡大に取り組む学校を、「理数研究校」（24校）として指定する。

イ 生徒が理数に関する研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表する。

ウ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」への出場及び「研究発表会」におけるパネル発表）に参加して、競技・交流を通じて互いに高め合い、理数に関する興味・関心と知識・技能の更なる向上を図る。

**3 医学部等進学希望先を同じくする生徒の育成（都立学校教育部）**

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、病院の職場見学や医療関係者との交流、医学部の大学教授による模擬授業など、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

**< その他の事務事業 >**

**1 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）**

小学校や中学校への入学直後の小1問題や中1ギャップを予防・解決するために、1学級35人の学級編制を可能とする教員加配を行っている。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校第1学年には35人学級編制が導入されたため、小学校第2学年及び中学校第1学年について加配の対象としている。

なお、加配対象校は、学校の実情に応じて、学級規模の縮小のほか、ティームティーチングなどを選択することができる。

## 取組の方向2

# 世界で活躍できる人材の育成

### < 主要施策3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進 >

#### 1 小学校の英語教科化の取組（指導部）

##### (1) 英語教育推進地域事業

###### ア 英語教育推進リーダーの配置

英語教育推進リーダーによる模範授業の公開や巡回による指導を通じて、リーダーを配置している地区内の小学校の教員の指導力・英語力の向上を図る。

###### イ 英語教育推進地域の指定

英語教育推進リーダーを配置した地区のうち、10地区を英語教育推進地域に指定し、各地区における指導体制の充実や教材開発に向けた取組を行う。

###### ウ 英語教育推進地域事業連絡会の開催

英語教育推進リーダーを対象とした英語教育推進地域事業連絡会を開催し、各地区の取組の成果を共有する。

###### エ 教員対象意識調査及び児童対象パフォーマンステストの実施

英語教育推進地域に指定した地区の学校の教員を対象として、小学校英語教科化に関する意識調査を実施するとともに、当該地区の学校の児童を対象にパフォーマンステストを実施する。

##### (2) 「小学校英語教科化に向けた検討委員会」の設置

東京都の小学校英語教科化に向けた取組を検討するための委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表などから構成）を設置し、平成32年度の全面実施が円滑にできるよう、支援策について協議を行う。

##### (3) 「小学校外国語活動推進委員会」の設置

東京都の小学校外国語活動の推進に関する委員会を設置し、次期学習指導要領の小学校第3学年及び第4学年における外国語活動を推進するための支援策について協議するとともに、指導資料を作成・配布する。

#### 2 中学校における英語の授業の効果的な少人数・習熟度別指導の推進（指導部）

##### (1) 「パフォーマンステスト」の実施

少人数・習熟度別指導を行う中学校において、都独自で作成した「パフォーマンステスト」を各学年で実施する。

##### (2) 「中学校英語科教師のための指導資料」の活用促進

都内の各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るため、「中学校英語科教師のための指導資料」をホームページに掲載するとともに、活用を推進する。



### 3 高等学校における英語教育の充実（指導部）

- (1) 都立高等学校における「東京グローバル10」の指定  
オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験の受検支援を行う。
- (2) 国際理解教育の推進
  - ア 都立高校及び中高一貫教育校に JET 青年を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。
  - イ JET 青年の指導力の向上に向けた研修会の実施や、JET 青年を効果的に活用した授業の実践例などの共有により、英語授業の改善を図る。
- (3) 英語教育推進校事業  
「英語教育推進校」を 40 校指定し、「聞く」「話す」に重点を置いたきめ細かい指導等を行う。
  - ア 外部検定試験の実施  
生徒の英語力を把握するために、国内で実施されている 4 技能を測ることができる外部検定試験に関して、各校 1 学年分の費用を各年度に 1 回分措置し、外部検定試験を導入する。
  - イ 音声・リーディングソフトの活用  
生徒の発音とモデルの発音との差異を視覚的に示しながら発音の矯正を行うことができるソフトを、授業等で活用することで、生徒の発音の向上を図る。
  - ウ 生徒対象オンライン英会話学習  
授業の内外において、インターネット電話サービスを活用しタブレット端末又は学校の生徒用パソコンで海外の外国人講師と実際にオンラインで会話し、教科書に沿った練習や検定試験受験に向けた実践練習などを行う。
  - エ 英語科教員対象オンライン英会話研修  
授業を英語で行うために必要な英語力（主に話す力）を高めることを目的とし実施する。

### 4 「英語村（仮称）」の開設準備の推進（指導部）

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる「英語村（仮称）」を整備・運営する民間事業者を公募・選定し、決定する。

#### < 主要施策 4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進 >

##### 1 都立新国際高等学校（仮称）の設置の検討（都立学校教育部）

都立新国際高等学校（仮称）の新設に向けて、基本的な教育理念や教育課程の特色等について、外部有識者等で構成する検討委員会を設置して検討する。

## 2 都立小中高一貫教育校の設置による国際色豊かな学習環境の整備（都立学校教育部）

都立立川国際中等教育学校への附属小学校の新設による小中高一貫教育の実施に向けて、教育課程や入学者決定などの具体的在り方について、外部有識者等で構成する検討委員会において多面的視点から検討する。

## 3 都立国際高等学校における海外大学進学希望者への支援の促進（都立学校教育部）

平成27年度に国際バカロレアの認定を取得した「国際バカロレアコース」の第二学年において、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を開始する。第一学年では、ディスカッションなどを重視した、双方向型、探究型、批評型による授業を英語で実施する（一部の科目は日本語で実施）。

## 4 「次世代リーダー育成道場」の充実（指導部）

### (1) 事前研修

都立高校生等が次世代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けるために、海外留学前に、講義、英語研修や日本の伝統・文化に関する学習、個人研究等を実施する。

### (2) 留学（第五期生：オセアニア地域100人、北米地域100人）

都立高校生がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒と学校生活を送るとともに、現地企業・研究施設訪問や大学での講義聴講、地域でのボランティア活動等の特別プログラムを通して、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

### (3) 事後研修

研修報告会、合同研修会等において、留学で学んだことやゼミナール研究を発表することにより、留学の成果を広く周知する。

### (4) 啓発・発信事業

高校生の留学の機運を高めるための取組として、留学フェアを開催するほか、特設ウェブページの更新により、本事業の成果報告や留学に関する情報を発信する。

## 5 国際協力機構（JICA）と連携した「東京グローバル・ユース・キャンプ」の実施（指導部）

国際社会の一員としての自覚や、社会貢献意欲と主体的な行動力をもつ人材を育成するため、JICAと連携して、都立高校生100人を対象とした青年海外協力隊の派遣前訓練に基づく体験研修「東京グローバル・ユース・キャンプ」を実施する。研修では、異文化理解の深化や課題解決能力向上を図るワークショップ、青年海外協力隊員との交流などを行う。

## 6 高等学校における姉妹校交流の拡大（指導部）

生徒への異文化理解教育の促進を図るため、これまでの国際交流や「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立高校における姉妹校交流を拡充させていく。

また、豊かな国際感覚を醸成していくため、生徒の国際交流の機会を更に拡大し、交

換留学を実施する団体等と連携し、日本への留学を希望する外国人生徒を積極的に受け入れていく。

## 7 都立中高一貫教育校における教育内容の充実（都立学校教育部）

都立白鷗高等学校・白鷗高等学校附属中学校の教育内容の更なる充実を図るため、教育課程や入学者決定などの具体策について、外部有識者等で構成する検討委員会を設置して検討する。

## <主要施策5 日本人としての自覚と誇りの<sup>かん</sup>涵養>

### 1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

#### (1) 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成

日本の伝統・文化を理解し、その良さを積極的に発信するとともに、外国人と関わりながら互いの文化を尊重した交流を推進するための必要な支援を行う。

#### ア 外国人との交流

都内公立学校250校に外国人の派遣等の支援を行い、日本の伝統・文化に関する授業や部活動等の中で、外国人と交流する機会を設定し、児童・生徒が日本の伝統・文化の良さを発信したり、海外から見た日本の伝統・文化の良さを学んだりすることを通して、積極的に外国人と関わる態度を育成する。

#### (ア) 交流内容

- ・日本の伝統・文化について、外国人とともに体験する。
- ・日本の伝統・文化について学んだことを、外国人に紹介する。
- ・海外から見た日本の伝統・文化について、外国人から話を聞く。
- ・海外の伝統・文化に関する話を聞いたり、体験したりする。

#### イ 伝統・文化活動の充実

外国人の派遣等を行う250校に対して、日頃の教育活動において、児童・生徒が日本の伝統・文化の理解を深め、日本の良さを積極的に発信する意欲や態度を高める取組を充実するための支援を行う。

#### (イ) 対象となる伝統・文化

- ・茶道や華道、三味線、和太鼓、俳句・短歌等、これまで受け継がれてきた伝統的な文化
- ・アニメーションや最先端技術等、現代において生み出されている文化

#### (イ) 活動を充実するための視点

- ・体験活動の充実
- ・外部人材の活用
- ・用具の充実
- ・取組を発信する場の設定

#### ウ 啓発・発信

各学校の取組を全都に広げるため、公開授業の実施や都教育委員会のホームページ

## 取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

ジへの事例掲載するなど、多様な方法により発信する。

エ 日本の伝統・文化に関する教育推進資料の作成・配布

海外等から高く評価されている日本の伝統・文化や先人の優れた業績等をテーマとした資料を月1回作成し、全公立学校に配布することを通して、児童・生徒の日本人としての自覚や誇りを高める指導の充実に資する。

(2) 都立高校における伝統芸能を鑑賞する体験機会の設定

ア 都立高校生が日本の伝統文化を理解しその内容を他者に発信していく力を身に付けるため、伝統芸能鑑賞教室を実施する。

(ア) 都立高校全日制約180校に対して、3年間で必ず1回は伝統芸能鑑賞を体験する機会を設定

- ・ 伝統芸能に関する学習教材の作成及び実施校での活用
- ・ 伝統芸能を鑑賞する体験機会の設定
- ・ 伝統芸能に関するアンケート調査の実施
- ・ 実施校における情報発信

## 取組の方向3

## 社会的自立を促す教育の推進

## &lt; 主要施策6 人権教育の推進 &gt;

## 1 人権教育の推進（総務部・指地域教育支援部・指導部）

## (1) 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

## ア 指導資料、啓発資料の作成

(ア) 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。

(イ) 啓発資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの企画を行う。

## イ 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対する研修を実施する。

## ウ 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集・整備し、閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

## (2) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を50校程度設置する。

## (3) 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

## ア 人権教育研究推進事業

## イ 人権教育推進のための調査研究事業

## ウ 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

## &lt; 主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進 &gt;

## 1 道徳の教科化に向けた先行的な取組の推進（指導部）

## (1) 「特別の教科 道徳」の先行実施の推進

「東京都道徳教育推進拠点校」の設置により、小・中学校における道徳の教科化に向けた、各学校における先行した取組を推進し、道徳教育の一層の充実を図る。

### 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

#### (2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。

#### (3) 道徳授業地区公開講座の充実

「東京都道徳教育教材集」及び「『特別の教科 道徳』移行措置期間対応 東京都道徳教育教材集」の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。

#### (4) 東京都道徳教育推進教師養成講座の実施

各小・中学校等の道徳教育推進教師を対象とした養成講座を実施し、各学校における組織的な道徳教育推進体制・指導体制の確立を図るとともに、道徳教育推進教師をはじめとした全ての教員の道徳教育に関する指導力の向上を図る。

## 2 高等学校における新教科「人間と社会」の実施（指導部）

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にも照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標として、全都立高校で実施している教科「奉仕」を発展させて、体験活動や演習を取り入れ、道徳教育とキャリア教育を一体的に学習する「人間と社会」を平成27年度に全都立高校等で試行した。

平成28年度から「人間と社会」を実施するとともに、各校の指導の充実のために、必要な支援を行う。

#### (1) 年間計画等調査の実施

平成29年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成28年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

#### (2) 推進者研修の実施

先行実施校等の優れた取組を共有するなどの目的で、各校の推進者を対象に年3回の推進者研修を実施する。

#### (3) 指導資料の作成

研究開発委員会において、事例を収集し指導資料を作成する。

## < 主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進 >

### 1 小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導部）

#### (1) 小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発

職場体験の受入先に関する情報について、区市町村教育委員会に提供するとともに、学校における優れた実践を紹介するなどして、小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発を行う。

#### ア 中学生の職場体験の推進

都内公立中学校、義務教育学校、中等教育学校の生徒を対象として、5日間程度、学校を離れ、地域商店、地元企業、民間企業、公的施設などの職場で実際に仕事を

体験し、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観の育成を推進する。

また、青少年・治安対策本部と連携し、中学生の職場体験に関する庁内推進会議や推進協議会を開催し、受入事業所の拡大を図る。

イ 中学生の職場体験発表会の実施

「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）発表会」を開催し、小・中学校等、受入事業所による事例発表や、学識経験者等による講演などを行うことで、中学生の職場体験に対する都民等の理解・啓発とともに機運の醸成を図る。

ウ 「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用

「キャリア教育に関する教師用手引書」等を事業説明会等で周知し、各校が本資料を活用してキャリア教育を体系的に推進することを通して、社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する教員の理解を促進し、指導の改善を図る。

エ 「外部人材活用パンフレット」の活用

外部人材を活用した具体的な実践例や外部人材リストを掲載したパンフレットの活用を通して、小・中学校等における外部人材を活用した効果的なキャリア教育を推進する。

## 2 高等学校におけるキャリア教育の推進（指導部）

(1) 学校設定教科「人間と社会」の実施（再掲）

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にも照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標として、全都立高等学校で実施されている教科「奉仕」を発展させて、平成28年度から全都立高等学校等で「人間と社会」を実施するとともに、各校の指導の充実のために、必要な支援を行う。

(2) インターンシップ事業の促進

平成18年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結した。平成19年度からは、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施するとともに、受入先の拡大を図ってきた。

今後も、受け入れ先企業の拡大及び職種が多様化を進め、都立高校生のインターンシップが円滑に行えるよう支援していく。

(3) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高等学校におけるキャリア教育の一層の充実を図るため、各学校に基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を作成させ、学校の教育活動全体を通じて行う系統的、組織的なキャリア教育を進めていく。

(4) キャリア教育推進者への情報提供

キャリア教育推進者連絡協議会を開催し、各校の担当者に対して、企業やNPO等の外部人材を活用した事例についての情報提供等を行うとともに、高等学校進路指導資料等を通してキャリア教育推進者の資質の向上を図る。

### 3 小・中学校における防災教育の推進（指導部）

- (1) 「防災ノート」活用促進月間【平成28年7月から9月まで】の設定
  - ア 小学校対象「親子防災体験」の実施
    - (ア) 都内全小学校・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象
    - (イ) 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）
    - (ウ) 児童が体験後「防災ノート」巻末ページに感想等を記入
  - イ 中学校対象「防災標語コンクール」
    - (ア) 都内公立中学校・特別支援学校（中学部）の第1学年の生徒を対象
    - (イ) 生徒が「防災ブック」と「防災ノート」を活用して標語を考え、「防災ノート」に記入し各学校に提出
    - (ウ) 各学校で選考した優秀な作品1点について、推薦された生徒に表彰状を授与し、さらに標語記載の「のぼり旗」を配布し校内に掲示

### 4 高等学校における防災教育の推進（指導部）

- (1) 「災害時に自分の身を守る」防災教育の推進
  - ア 防災ノート「東京防災」を活用した一泊二日の宿泊防災訓練の実施
  - イ 災害の種類や地域特性に応じた年4回以上の避難訓練の実施
  - ウ 防災活動支援隊による自校の防災訓練の企画・立案
- (2) 「地域での救援活動等に貢献できる」防災教育の推進
  - ア 防災活動支援隊を中心とした、地域での防災訓練等への参加
  - イ 初期消火訓練や上級救命講習、日本赤十字社の減災セミナー等の受講
  - ウ 防災活動支援隊が防災訓練等で使用する「担架」や「救助器具」等の整備・活用
  - エ 地域や東京都が実施する合同防災訓練に参加し、救出救助訓練、医療救護訓練等を体験
- (3) 都立高校の生徒と教員による「合同防災キャンプ」の実施
  - ア 都立高等学校等の生徒及び教員が、東日本大震災の被災地を訪問し、復興支援ボランティアや交流活動等の実施、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の涵養<sup>かんよう</sup>や、地域減災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成
  - イ 都立高等学校の生徒80名程度、都立高等学校の教員20名程度を募集
  - ウ 都立高等学校防災サミットで研修成果を発表

### 5 特別支援学校における防災教育の実施（指導部）

- (1) 都立特別支援学校40校での宿泊防災訓練の実施
  - ア 児童・生徒の防災意識の育成を図るとともに、児童・生徒の安全確保に向けた教職員の危機管理体制を点検することを目的とする。
  - イ 児童・生徒は、障害の状態に応じて、震災学習、備蓄品の利用体験、就寝訓練などを通じて避難所生活を体験する。
  - ウ 教職員は、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避



難所設営訓練などを学校の規模や地域の実情に応じて実施する。

- (2) 事業の検証と平成29年度全校実施に向けた取組
  - ア 各学校で訓練実施の内容・成果等を検証し、障害種別ごとの配慮事項をまとめ、次年度の実施計画案を作成する。
  - イ 宿泊防災訓練実施校による報告会を開催し、実施結果を都立特別支援学校全体で共有する。
- (3) 防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」等を有効に活用する。

## 6 ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進（都立学校教育部・指導部）

- (1) ものづくり人材の育成
  - ア わくわくどきどき夏休み工作スタジオの実施
 

工業高等学校、科学技術高等学校や産業高等学校において、夏季休業を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」を講座に設定し、工業高校に関する保護者向けのPR活動の充実・強化を通して、ものづくりへの興味・関心を高める。
- (2) 専門高等学校の改善
  - ア デュアルシステム科の拡充
 

産業界から評価されている「東京版デュアルシステム」を更に推進していくため、都立葛西工業高等学校及び都立多摩工業高等学校におけるデュアルシステム科の設置に向けた教育課程の検討などの取組を推進し、地域企業の求める人材の育成を推進する。
  - イ エンカレッジスクールの追加指定
 

都立中野工業高等学校のエンカレッジスクールへの指定に向けて、教育課程を検討するなどの取組を推進し、ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援や、ものづくり産業を担う人材育成を行う。
  - ウ ビジネスを実地に学ぶ商業教育への改革
 

商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、第一学年で東京や地域のビジネスについて調査・研究を行い、第二学年で企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目を開発する。
  - エ 家庭・福祉高等学校（仮称）の設置
 

入学者選抜の応募倍率が高い調理師の養成できる家庭科や、不足が見込まれる保育人材を育成する家庭科や超高齢社会に対応した介護人材の育成などを目的とする家庭・福祉高等学校（仮称）の新設に向けて、教育課程などの在り方について、検討委員会を設置して検討する。

## 7 高等学校における企業やNPO等と連携した学習プログラムの実施（地域教育支援部）

- (1) 企業・NPO等と連携した都立高校生のための社会的・職業的自立支援教育プログラム
 

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の会員団体の協力により、平成27年

### 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

度は企業や大学、NPO等53団体のプログラムを都立高校に紹介。事前に高等学校と団体が打合せを行い、実施校の生徒の実情に合った内容や教材にカスタマイズして実施している。

実施校の生徒の実情に合ったより効果的な導入となるよう、支援団体やプログラムの増加とともに、体験型のプログラムの質の充実を図り、都立高等学校のキャリア教育計画に位置付けた活用を推進する。

平成27年度は138校でプログラムを実施した。

## < 主要施策9 不登校・中途退学対策 >

### 1 区市町村における支援チームの設置などの取組の支援（指導部）

区市町村における不登校対策の充実を図るため、次のモデル事業を実施する。

- (1) スクールソーシャルワーカー等を活用した「支援チーム」による関係機関と連携した支援

児童・生徒又は家庭と、関係機関等とをつなぐスクールソーシャルワーカー及び自宅にひきこもりがちな児童・生徒等に対する家庭訪問等を通じた相談、学習支援等を行う訪問支援員をメンバーとする「支援チーム」を区市町村教育委員会に設置し、不登校の児童・生徒や保護者の支援を行う。

ア スクールソーシャルワーカーの主な役割

- (ア) 学校が行う、不登校やそのおそれのある児童・生徒への支援に当たってのアセスメントや支援計画の作成への支援
- (イ) 不登校児童・生徒やその保護者に対する面談など相談対応
- (ウ) 支援に当たっての関係機関との連絡・調整
- (エ) 訪問支援員への指示・調整

イ 訪問支援員の主な役割

ひきこもりがちな不登校児童・生徒を中心に、家庭への訪問等により、相談対応、学習支援などを行い、学校への復帰や教育支援センターへの通室等へ結び付ける。

ウ その他

区市町村教育委員会は、支援チームによる支援が円滑に行えるよう調整する。

### 2 都における「自立支援チーム」の設置（地域教育支援部）

- (1) 都教育委員会に設置する自立支援チームの派遣

ア 継続派遣校を対象とした自立支援チームの派遣

継続派遣校（特に不登校、中途退学や進路未決定での卒業等の課題がある生徒が多いため継続的な派遣を必要とする都立高等学校として都教育委員会が指定する学校をいう。以下同じ。）に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら定期的に訪問し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした自立支援チームのスタッフの派遣

継続派遣校以外の都立学校（要請派遣校）についても、学校経営支援センターと

緊密に連携し、自立支援チームのスタッフが訪問してきめ細かな支援を実施する。

(2) 関係機関との連携体制の構築

ア 関係機関とのネットワークの構築

中途退学し、又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。

イ 学び直し支援事業の実施

都立高等学校への再就学（学び直し）を希望する生徒等に対し、若者支援に実績のあるNPOと連携した学習支援を行う。

**3 小・中学校における学校内での組織的な支援体制の強化（指導部）**

モデル事業実施校において次の取組を行う。

(1) コーディネーター役の教員の指名

ア 校長は、校内の支援体制の強化を図るため、不登校対策の中心的役割を担うコーディネーター役の教員を指名する。

イ コーディネーター役の教員の主な役割

(ア) 学級担任等の教職員への支援

(イ) 不登校児童・生徒の状況把握、支援の連絡・調整

(ウ) 校内ケース検討会の開催

(エ) 支援チーム、スクールカウンセラー、関係機関等との連携

(2) 個別の支援計画の作成

ア 各学校では、支援チームやスクールカウンセラーと協力して、児童・生徒の置かれている環境等を把握・分析し、状態を見極めながら、不登校児童・生徒一人一人の個別の計画書を作成する。

イ 校内での組織的な取組や、関係機関と連携した支援を進めるとともに、計画内容の改善を図り、継続した支援を行う。

(3) 児童・生徒一人一人の個別の支援計画に基づく不登校対策の実施

各学校では、上記2の支援チームやスクールカウンセラーと協力して、児童・生徒の置かれている環境等を把握・分析し、状態を見極めながら、不登校児童・生徒一人一人の個別の計画書を作成し、校内での組織的な取組や、関係機関と連携した支援を進めるとともに、計画内容の改善を図り、継続した支援を行う。

**4 高等学校における学校内での組織的な支援体制の強化（指導部）**

(1) 校内体制の強化に向けた自立支援担当教員の指名

ア 校長は、校内の支援体制の構築における中心的な役割を担うコーディネーターとなる自立支援担当教員を指名する。

イ 自立支援担当教員の役割

(ア) 学級担任等の教員に対する指導・助言

(イ) 不登校生徒など、個々の生徒の支援計画策定への助言

(ウ) 教育相談会議・ケース会議等の企画及び運営

### 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

ウ 自立支援担当教員は、自立支援担当教員間の連携・情報共有を促進するため、年3回実施される自立支援担当教員連絡会に出席する。

#### 5 区市町村と連携した教育支援センター（適応指導教室）の機能強化（指導部）

不登校の児童・生徒が再チャレンジできる教育環境の充実を図るため、区市町村と連携して、区市町村教育委員会、学識経験者、民間有識者等による新たな検討委員会を設置し、教育支援センター（適応指導教室）等の充実方策について、主に以下の点について、協議を行う。

- (1) 教育支援センターにおける効果的な指導内容、指導方法や、そのために必要な人員体制、施設整備等
- (2) 教育課程特例校の取組を広げるために必要な方策
- (3) 上記(1)、(2)に関して、都教育委員会・区市町村教育委員会・学校が果たすべき役割

#### 6 フリースクール等民間団体等との連携の推進（指導部）

- (1) 学校関係者と民間施設・団体との情報交換会の設置等

都教育委員会、区市町村教育委員会、学校等の関係者、民間施設・団体が、情報交換できる場を設置し、不登校に関する情報交換を行う。

また、民間施設・団体の代表等を講師とした、教育委員会や教育支援センター等の教職員を対象とする研修を実施し、民間施設・団体の取組に対する理解促進を図る。

- (2) フリースクール等民間施設・団体のノウハウの活用

教育支援センター等の指導内容の充実を図るため、都教育委員会において、フリースクール等民間施設・団体などのノウハウを活用して、教育支援センター等に通室する児童・生徒向けの講座を開発し、試行実施する。

#### 7 チャレンジスクールの拡充及び都立高等学校補欠募集制度の改善（都立学校教育部）

- (1) チャレンジスクールの拡充

足立地区チャレンジスクール（仮称）及び立川地区チャレンジスクール（仮称）の新設に向けて、教育課程などの在り方について、検討委員会を設置して検討する。

- (2) 高等学校補欠募集（転学・編入学）制度の改善

都立高校間における一層柔軟な転学・編入学が可能となるよう、制度の改善を図る。

ア 高等学校補欠募集に関するガイドラインの作成

- (ア) 修得単位等応募資格の弾力的な運用
- (イ) 学力検査等の実施方法の変更
- (ウ) 選考方法の改善
- (エ) 転学相談の充実

**< 主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築 >****1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）****(1) 就学前教育カンファレンスの開催**

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、教育・保育関係者を対象とした講演等を通して、更なる理解推進を図るとともに、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム改訂版等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容について、一層の啓発を図る。

**(2) 就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム改訂版の更なる活用の促進**

教員等の研修を工夫・改善して相互にそれぞれの特性等について正しく理解し合うことにより、就学前教育施設と小学校とが連携を強化し、それぞれが学びの連続性を踏まえた教育活動を行えるように支援する。

**2 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適正な募集枠の設定（都立学校教育部）****(1) 日本語指導外部人材活用事業の実施**

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

**(2) 「在京外国人生徒対象」の募集枠の検討**

中学校における日本語指導が必要な在京外国人の生徒数の動向や、区部と多摩地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適正な募集枠の設定を検討する。

**< その他の事務事業 >****1 学校における安全教育の推進（指導部）****(1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進**

安全教育に関する「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムを都内すべての公立学校において活用することにより、教育活動全体で総合的に取り組む安全教育を推進する。

**(2) 安全教育推進校の指定**

安全教育プログラムの内容を都内公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校 12 校を指定して安全教育に関する指導方法を研究し、その成果を全都に普及する。

**2 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援（指導部）****(1) 個別相談による支援**

不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者等に対して、学校への復帰、再入学、社会的自立等に向けての支援を行うため、来所や電話を通して当該児童・生徒や

### 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

その保護者に対する個別相談を実施する。

#### (2) 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生等への就学の支援及びその保護者に対する相談や助言を行う。(登録制)

##### ア リスタート通信の発行

登録者を対象に、「リスタート通信」を定期的を送付し、進路に関する情報提供を行う。

##### イ 進路相談会の実施

登録者及びその保護者を対象に、具体的な進路情報を提供するとともに適切な進路選択ができるよう支援する。

##### ウ つどいの開催

登録者の保護者を対象に心理や医療の専門家を交え、共に考える場として「つどい講演会」及び「つどいミーティング」を実施する。

##### エ 就学サポートによる支援

登録者を対象に、進路に関する面談を計画的・継続的に実施し、都立高等学校への就学相談等に向けた支援を行う。

## 取組の方向4

## 子供たちの健全な心を育む取組

## &lt; 主要施策11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化 &gt;

## 1 いじめや自殺防止等の対策のための校内研修等の充実（指導部）

- (1) 東京都教職員研修センター等が実施する職層別研修  
東京都教職員研修センター等が教職員を対象に実施する以下の職層別研修等を通して、学校におけるいじめや自殺防止等の取組についての理解を啓発するとともに、各職層に応じた実践力の向上を図る。
- (2) 生活指導担当者連絡会  
全公立学校の生活指導主任等を対象として実施する連絡会を通して、「学校いじめ対策委員会」を中核とした学校組織全体によるいじめや自殺防止の取組についての理解を啓発するとともに、生活指導主任としての実践力の向上を図る。
- (3) スクールカウンセラー連絡会  
全小・中・高等学校に配置されたスクールカウンセラーを対象として実施する連絡会を通して、いじめや自殺防止のためのスクールカウンセラーの役割や学校教育相談体制の在り方について理解の啓発を図る。
- (4) 自殺防止教育連絡会  
全公立学校の校長等を対象として実施する連絡会を通して、児童・生徒の自殺を防止するための学校の取組についての理解を啓発するとともに、校長のリーダーシップによる組織的対応力の向上を図る。
- (5) 「いじめ総合対策」に基づく校内研修  
「いじめ総合対策」に基づいて、全公立学校において年に3回以上実施する校内研修会を通して、都教育委員会が作成した教職員一人一人の取組を検証するための「チェックリスト」を活用して、全ての教職員の意識の啓発を図り、「学校いじめ対策委員会」を中核とした学校組織全体によるいじめや自殺防止の取組が確実に実施されるようにする。
- (6) スクールカウンセラーを講師とした校内研修  
スクールカウンセラーを講師とした校内研修会や事例検討会の充実等を通して、教職員が、暴力傾向の見られる児童・生徒等に対して、自分の感情を抑えることができるようにする指導の充実を図る。

## 2 いじめや自殺防止等の対策に関する組織的な取組の充実（指導部）

- (1) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化  
東京都教育委員会が毎年度実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」を通して、学校の取組の推進状況を明らかにするとともに、課題の見られる学校等に対して個別に指導・助言を行うなどして、全ての学校で、いじめ防止のた

## 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

めの組織的な取組が確実に行われるようにする。

### (2) 「学校サポートチーム」の機能強化

「いじめ総合対策」に基づき、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の一層の活用と機能強化を図り、児童・生徒の問題行動等への対応において、保護者、地域住民、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立する。

### (3) 自殺防止のための学校の組織的な取組

ア 学校組織全体で、学期初めの時期など定期的に、全ての児童・生徒の表情、言動等を含め、心理状況を確認する。

イ 児童・生徒の生活全般を通して、悩みごとや問題につながる要因を把握するため、家庭、PTA、地域住民、関係機関や団体等との緊密な連携により、一人一人の児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

ウ 上記ア・イによる確認により、少しでも心配な状況や悩みにつながる要因が考えられる場合には、学校と家庭や関係機関とが連携して、子供の悩みに寄り添った支援を徹底することにより、生命に関わる重大な事故を確実に防止する。

## 3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談の一層の充実（指導部）

### (1) スクールカウンセラー活用事業の推進

平成25年度から、全小・中学校、中等教育学校、高等学校に配置しているスクールカウンセラーについて、平成28年度からは、全日制と定時制を併置する高等学校については、それぞれの課程に一人ずつ配置、昼夜間定時制課程の高等学校については、勤務日数を週2回に拡充、通信制課程の高等学校については、新たに配置するなどして、いずれの高等学校においても、生徒下校時までスクールカウンセラーが勤務する体制を整備する。

さらに、全ての配置校において、スクールカウンセラーの1年間の勤務日数を、これまでの35日から38日へと拡充する。

#### ア 職務

いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言及び援助、情報収集等を行う。

#### イ スクールカウンセラー連絡会及び同配置校連絡会の実施

学校におけるスクールカウンセラーによる教育相談の一層の充実を図るため、スクールカウンセラーを対象とした連絡会を年間3回、配置校校長及びスクールカウンセラー活用事業の担当指導主事等を対象とした連絡会を年間1回ずつ実施し、スクールカウンセラーの専門性を生かした取組、学校の教育相談体制の構築、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の推進に向けて、連絡、協議、情報交換を行う。

### (2) スクールソーシャルワーカー活用事業の拡大

平成20年度から、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対して補助



を行い、配置地区の拡大を図っている。

平成 27 年度からは、都の負担に係る予算額を拡充したことにより、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額に対して補助することが可能となった。

平成 28 年度は、50 区市町村においてスクールソーシャルワーカーが活用されている。

#### ア 職務

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を行う。

#### イ 区市町村における取組

区市町村教育委員会が、管下の小・中学校に在籍する児童・生徒を支援するため、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者等を選考し、学校に派遣するなどの方法により、スクールソーシャルワーカーを配置している。

都教育委員会は、事業に係る経費の補助を行っており、区市町村の配置拡充に向けた支援の充実を図っている。

また、都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーを、区市町村教育委員会に配置するなどの支援を行っている。

### (3) 教育相談事業の推進（指導部）

#### ア 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談

(ア) 幼児から高校生相当年齢の子育て、いじめ、不登校等の問題行動、体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメント等、家庭や学校の教育に関わる相談を実施する。

(イ) 高等学校進級・進路・入学相談

進級、卒入学や高等学校卒業程度認定試験等に関する相談や情報提供を行う。

(ウ) 東京都いじめ相談ホットライン

24 時間体制でいじめ問題に悩む子供や保護者からの電話相談を実施する。

#### イ 学校や家庭への支援

(ア) 専門家アドバイザースタッフの派遣

いじめ、不登校等の問題を解決するため、臨床心理士等の専門家をアドバイザーとして学校等に派遣する。

(イ) 学生アドバイザースタッフの派遣

不登校、いじめ等の問題の解決に資するため、児童・生徒の話し相手及び遊び相手として心理や教育等を学んでいる学生を学校等に派遣する。

(ウ) 要請訪問の実施

教職員等の教育相談に係る資質の向上や校内の教育相談体制の充実を図るため、学校等からの要請に応じて所員等を派遣する。

(エ) 学校等への緊急支援

児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児、児童・生徒、教職員

#### 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

及び保護者の心のケアと学校における日常性を取り戻すため、所員等を学校等に派遣し、支援する。

##### ウ 教育相談体制の充実

###### (ア) 都立学校への支援

学校の教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るため、都立学校教育相談担当者連絡会を開催し、教職員の教育相談に関する資質向上を図る。

###### (イ) 教育相談機関との連携の推進

区市町村教育相談機関との連携を促進し、実態を踏まえた支援を行うことにより、都全体の教育相談機能の向上を図る。

#### 4 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実（指導部）

##### (1) 規範意識、思いやりの心、生命尊重の精神等の育成

いじめ、暴力行為、自殺など、児童・生徒の問題行動等を防止するため、道徳の時間や学級活動等の充実を通して、児童・生徒の規範意識、思いやりの心、生命尊重の精神等を育む。

##### (2) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりの推進

いじめを見て見ぬふりせず、子供たち同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするために、「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等いじめの未然防止に向けた児童会・生徒会等による自治的な取組を促す指導の充実を図る。

#### 5 いじめ等防止の情報サイト・アプリケーションの開発（指導部）

いじめに関する専用情報サイト・アプリを開発し、子供たちがいじめ防止に向けて主体的に行動することを促すとともに、相談先にアクセスしやすい環境づくりを推進する。

##### (1) 子供の目線に立った相談先の案内

子供にとって身近な大人が、いじめについて相談するよう動画で呼びかけるとともに、東京都教育相談センター等に気軽に相談できるよう工夫して周知を行う。

##### (2) 子供を励まし、相談につなげるような情報発信

相談につなげる勇気をもたせる言葉やイラストを、定期的に配信する。

##### (3) 疑似体験によるいじめの対処方法の理解促進

様々な場面におけるいじめを想定し、いじめられたり、いじめを見たりした場合にどのように対処すればよいかを、疑似体験できるようにするとともに、自分が取るべき行動について、学校や家族での話し合いにつなげられるようにする。

#### 6 「いじめ総合対策」の着実な推進（指導部）

平成26年6月に、「東京都いじめ防止対策推進条例」が成立したことを受け、同年7月、都は、公立学校・私立学校を対象として「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象として、「いじめ総合対策」を策定した。全ての学校において、以下のいじめの防止等の対策を確実に実施する。

##### (1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、どの学校でも

どの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

(2) いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべきポイント

ア ポイント1 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》

イ ポイント2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す  
《被害の子供を守る》

ウ ポイント3 いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり  
《周囲の子供に働き掛ける》

エ ポイント4 保護者・地域・関係機関との連携《社会総掛かりで取り組む》

(3) 四つの段階に応じた具体的な取組

ア 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

イ 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

ウ 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

エ 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一体となって子供を守り通す～

(4) 「いじめ総合対策」の取組の徹底

いじめ総合対策に示す取組の確実な実施と、その取組状況の不断の検証のため、東京都教育委員会は、毎年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」を実施し、学校等における取組の推進状況を把握し、成果と課題を明らかにするとともに、東京都教育委員会の附属機関である「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」において課題の改善策を審議する。

(5) 「いじめ総合対策」の改訂

平成28年度は、(4)に示す審議を踏まえ、「いじめ総合対策」を改訂する。

< 主要施策12 SNS等の適正な使い方の啓発強化 >

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進（指導部）

(1) 情報モラル推進校の設置

情報モラル・情報リテラシー教育に関する取組や授業実践を行い、その成果を公開授業等により広く普及・啓発するために設置する。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計20校程度を指定する。

(2) 親子情報モラル教室の実施

都内公立小学校200校程度を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が一緒に学ぶことを目的とした情報モラル講座を実施する。

(3) 学習用補助教材の作成・配布

学校における学習や、学校と家庭が連携して児童・生徒に対し、SNSを適切に利用するための力を育むために、情報モラル教育を推進するための補助教材を作成・配布する。

(4) 情報教育フォーラムの開催

情報モラル・情報リテラシーに関する講演やパネルディスカッション、情報モラル推進校の取組発表などを内容として、広く都民に対する啓発を行う。

## 2 インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握（指導部）

### (1) 学校非公式サイト等の監視業務の実施

都内公立学校全体を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイトの管理者への削除要請を行う。

### (2) 児童・生徒のインターネット利用状況調査

子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率や使用のためのルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

## 取組の方向5

## 体を鍛え健康に生活する力を培う

## &lt; 主要施策13 体力向上を図る取組の推進 &gt;

## 1 「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

長期的に子供の体力が低下している中、平成32年度には、戦後において子供の体力がピークであったとされる昭和50年代の水準にまで向上させることを目標として、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。

## (1) 「子供の体力向上推進本部」等の設置

平成21年5月に「子供の体力向上推進本部」を設置し、総合的な子供の基礎体力向上方策として、平成22年7月に「第1次推進計画」を、平成25年2月に「第2次推進計画」を、平成28年1月に「アクティブプラン to 2020」（第3次計画）を策定した。引き続き、子供の体力低下問題を社会全体で解決していくための検討を行う。

## (2) 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした東京都統一体力テストを実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元し、一人一人が自ら課題をもって体力向上に取り組むことができるようにするとともに、実態把握と評価・分析に基づく授業改善を行う。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、新たに体力向上の目標を定め、具体的取組を行う「アクティブプラン to 2020」を、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校が一体となって推進する。

毎年6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で、東京都全体で6月に体力テストを実施する。

## (3) 投力を中心に、体力を高める運動指導のガイドラインの作成

「投力」等、体力テストの結果が低い種目に重点を置いた体力向上の実践的な取組について実践研究する。研究成果を「投力を中心に、体力を高める運動指導のガイドライン」としてまとめ、各学校の状況に応じた解決策やアプローチの仕方を、体育の授業や運動部活動において活用していく。

## (4) 「一校一取組」・「一学級一実践」運動の推進

都内全ての公立学校において、体力向上に向けた具体的な取組を展開する。

## (5) 中学生「東京駅伝」大会

中学校教育の一環として、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として、区市町村対抗の駅伝競走を実施する。

## (6) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する。

## 2 「アクティブライフ研究実施校」、「アクティブスクール」、「スーパーアクティブスクール」の指定（指導部）

### (1) 全中学校において「アクティブスクール」を展開

全中学校を「アクティブスクール」として位置付け、自校の目標（値）や取組内容を定めた「体力向上推進計画」を作成し、取組を強力に推進していく。

### (2) 「スーパーアクティブスクール」や「アクティブライフ研究実践校」による先進的取組の研究開発・普及

中学校 62 校を「スーパーアクティブスクール」に指定し、体力を向上させるための指導法等について先進的な研究開発を行い、優れた取組や成果を広く発信することを通して、全中学校の体力向上の取組の充実を図る。

また、小学校 20 校を「アクティブライフ研究実践校」に指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や栄養・運動・休養の健康三原則に係る保健指導などの具体的取組を実践研究し、優れた取組や成果を広く発信することを通して、全小学校の健康教育の充実を図る。

## 3 「スポーツ特別強化校」の指定及び都立高等学校運動部活動全体の活性化（指導部）

### (1) 部活動による競技力向上

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、運動部活動による競技力向上を一層推進する。

#### ア 都立高校におけるスポーツ特別強化校事業

都立高校に各スポーツを強化する部活動を 50 部指定し、全国大会等に出場できるよう競技力の向上を一層促進する。

#### イ スポーツ特別強化校へのスーパーバイザーの導入

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、優秀な指導者等を都立高等学校の運動部活動に試行的に導入し、競技力向上を目標とした部活動の効果を検証する。

#### ウ 部活動指導の民間委託モデル事業

中学校・高校の部活動指導が教員の過重な負担となっている現状がある。顧問教諭の負担を軽減していく方策を探るため、民間事業者による専門的指導者を学校に派遣することによって、部活動の指導面の充実と顧問教諭の業務縮減に向けたモデル事業を実施する。

#### エ 都立高校における県外遠征の実施

東京都と北海道夕張市による自治体間連携モデル事業の一環として、都立高校生の県外遠征を実施し、競技力の向上を図る。

#### オ 高校生元気アップスポーツ交流事業

東京都と地方都市との高校生が、スポーツ等を通して交流することにより、2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会への気運を互いに高め合うとともに、都立高校生が地方都市の地場産業、伝統芸能・文化、地域貢献等を体験することによ

り、我が国の将来を担うための資質・能力の向上を目指す。

(2) 運動部活動の振興

部活動振興基本計画を踏まえ、指導者の減少や生徒のニーズの多様化等の課題に対応していくとともに、生徒の個性・能力の伸長や社会性、生涯にわたる文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動の振興を図る。

ア 運動部活動指導者講習会の開催

運動部活動の実技や事故防止等について講習会を開催し、顧問教諭の指導力向上に努める。

イ 総合体育大会への参加

総合体育大会への参加を通して、都内中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒の健全育成、健康増進及び運動部活動の振興を図る。

ウ 体力気力鍛錬道場の指定（30校）

体力の向上を図る取組及び部活動の推進を通して、特色ある学校づくりを一層推進し、生徒の体力や気力を向上させる。

エ 青少年を育てる課外活動支援事業

専門的指導や高度な技術指導を必要とする部活動に対し、相応の資格や指導力を有する外部指導員を重点的に導入する。

オ 地域との連携による都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に地域の外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

< 主要施策 1 4 健康づくりの推進 >

1 学校給食を中心とするアレルギー疾患に係る事故の再発防止（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成 20 年)に基づいた各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒のアレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力向上に向けて取り組んできた。

平成 24 年末に都内小学校で事故が起きたことを受け、事故再発防止のため、平成 25 年度以降、同ガイドラインを補完するマニュアル等を作成・配布するなど、食物アレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けた取組を強化しており、今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

ア 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応と強化

イ 学校給食における食物アレルギー対応の役割分担の明確化

ウ 校内研修による実践対応力の向上

エ 緊急時（アナフィラキシー発症時等）における対応

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

平成 21 年度以降、学校教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施してい

## 取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

る。平成25年度からは、全ての養護教諭、アドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒の担任教諭、学校栄養職員等を対象として研修を実施し、平成27年度からは管理職を対象として研修を実施している。平成28年度についても、研修を継続していくとともに、学校における校内研修を推進する。

## 2 食育の更なる推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

### (1) 食育を推進する体制の整備

学校における食育を推進させるため、食育推進チームの設置、栄養教諭及び食育リーダー等を中心とした校内体制の整備について、調査等を行い、促進する。

### (2) 栄養教諭の配置による食育の推進

#### ア 栄養教諭の配置

平成20年度から各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成25年度からは複数配置を開始し、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っている。食育リーダーへの指導・助言を充実し、「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の配置を拡大する。

#### イ 地場産物を活用した食育の実践研究

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践研究を行い、地区全体の食育の充実を図る。

#### 研究内容

- ・地域生産者との連携
- ・地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- ・地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・生産体験学習など地域に密着した食育の実践

### (3) 学校給食における地産地消

農地のない都心部の学校においても地場産物を活用した食育や地産地消を行えるようにするため、関係諸機関と連携を図り、学校給食において、島しょを含めた東京産の水産物や地場産野菜の活用を推進する。



## 取組の方向6

## オリンピック・パラリンピック教育の推進

## &lt; 主要施策15 オリンピック・パラリンピック教育の推進 &gt;

## 1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（総務部・指導部）

## (1) 基本的枠組、「4×4の取組」による教育の全校展開

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての学校において、「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」の四つのテーマと「学ぶ（知る）」「観る」「する（体験・交流）」「支える」の四つのアクションとを組み合わせた多彩な教育プログラムを推進する。

各学校においては、東京都が作成する学習教材等を活用し、全ての教育活動に関連付け、年間35時間程度を目安とし、学校全体で組織的・計画的に展開する。

## 2 重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすための四つのプロジェクトの推進（総務部・指導部）

## (1) オリンピック・パラリンピック教育重点校の指定

「4×4の取組」を取り入れた多彩な教育活動を展開することにより、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせることが可能となるが、特に次の五つの資質を重点的に育成する。

については、重点的に育成すべき資質を幼児・児童・生徒に身に付けさせるための先進的取組や特色ある取組を組織的に行い、他校へ普及・啓発することを目的として、オリンピック・パラリンピック教育重点校を100校指定する。

ア ボランティアマインドの醸成（35校）

イ 障害者理解の促進（35校）

ウ スポーツ志向の普及・拡大（10校）

エ 日本人としての自覚と誇りの<sup>かん</sup>涵養（10校）

オ 豊かな国際感覚の醸成（10校）

## 【校種別学校数】

校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
校数	53校	38校	5校	4校	100校

## (2) 四つのプロジェクトの推進

重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすために、以下の四つのプロジェクトを推進する。各学校においては、これらのプロジェクトを活用することにより、それぞれの状況に応じて、日常的に行っている独自の取組を更に活性化させていく。

## 取組の方向6 オリリンピック・パラリンピック教育の推進

### ア 東京ユースボランティア

各学校が取り組んできた社会奉仕の精神を養う取組を充実・拡大させていくことで、子供たちのボランティアマインドを育むとともに、自尊感情を高めていくために、発達段階に応じて、ボランティア活動を計画的・継続的に行う。

### イ スマイルプロジェクト

「共生社会」の実現に向け、子供たちに、お互いの人格や個性についての理解を深め、自ら主体的に関わる方法を考えさせ、思いやりの心を育成する。

これまで各学校で行ってきた思いやりの心を育てる取組や、障害の有無にかかわらず、子供たちの相互理解を図る教育を充実・拡大する。

### ウ 夢・未来プロジェクト

オリンピックやパラリンピアン等のアスリート等を学校に派遣し、直接交流を実施することにより、児童・生徒がオリンピック・パラリンピックのすばらしさを実感するとともに、スポーツへの関心を高め、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培う。

### エ 世界ともだちプロジェクト

世界には多くの国があり、その国の様々な人種や言語、文化、歴史などを学ぶことを通して、単に知識を広げるだけではなく、世界の多様性を知り、様々な価値観を尊重することの重要性を理解する。

各学校において、大会参加予定国を幅広く学び、可能な限り実際の交流へと深化させていく活動を行うとともに、これまで地域・学校が築いてきた姉妹都市や姉妹校等のつながりも生かした教育を展開する。

また、留学生が多く、多様な国籍の人々が住み、大使館が集中している等の東京の特性を生かした国際交流も実施する。

## < その他の事務事業 >

### 1 都立特別支援学校における障害者スポーツの振興（指導部）

#### (1) 障害者スポーツの普及啓発

障害者スポーツを通じた地域の小・中学校、高校及び地域住民との交流や、障害者スポーツ教室等の開催、障害者スポーツ普及啓発用DVDを活用した都立特別支援学校における校内での研修活動などにより障害者スポーツの普及啓発を進めていく。

#### (2) 障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実

「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」20校を指定して、ボッチャやゴール・ボール等の障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実や、優れた外部指導者を活用した部活動の振興を図る。

さらに、推進校20校の中から、6校を全国規模の障害者スポーツ大会等で活躍できる選手の育成を目指す学校に指定して、パラリンピアン等を特別指導員として招へいすることや対外試合の機会の拡充等によって、部活動の充実を図る。

#### (3) 社会貢献活動の充実

障害のある児童・生徒が交流活動を通して、高齢者等、他の人々を尊重する態度等

## 取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

を育成できるよう、20校の都立特別支援学校をモデル校に指定し、日頃の学習を生かした社会貢献活動を行う事業を実施する。具体的には、各モデル校の児童・生徒が、高齢者施設等を訪問してレクレーション活動を運営したり、高齢者を学校に招いて、器楽演奏や合唱を披露したりするなどに取り組む。このようなモデル校の取組を事例集にまとめ、他の都立特別支援学校に普及する。

取組の方向7

## 教員の資質・能力を高める

### < 主要施策16 優秀な教員志望者の養成と確保 >

#### 1 「東京教師養成塾」の充実及び教職大学院との連携による新人教員の確保（指導部）

##### (1) 東京教師養成塾における養成

東京の公立小学校及び特別支援学校の教員を志す都内及び近県に所在する大学の4年生等を対象に、特別教育実習、教科等指導力養成講座及び体験活動の3講座を実施し、教育に対する熱意と使命感を高め、豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材の養成を目指す。

##### ア 目指す教師像

- (ア) 社会の変化や子供・保護者の願いを的確に捉え、実践的指導力や企画力を高める教師
- (イ) 幅広い教養を身に付け、総合的な見地から課題解決に当たり、学校教育を創造する教師
- (ウ) 地域や社会貢献の活動に取り組み、自らの視野を広げ、子供に夢や感動を与え、将来への展望を切り開く教師

##### イ 実施講座

##### (ア) 特別教育実習

各塾生が配置される教師養成指定校での年間40日以上の実習や、異校種又は異なる障害種別の授業参観等を通して、実践的な指導力や柔軟な対応力を身に付ける。

##### (イ) 教科等指導力養成講座

教科等の専門性や指導技術の向上及び学級経営における実践的な指導力等を身に付ける。

##### (ウ) 体験活動

企業及び公益財団法人等での五日間の就業体験を実施し、社会人としての責任ある態度を身に付ける。

##### (2) 教職大学院との連携による優秀な新人教員の養成・確保

##### ア 目的

都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学・玉川大学・帝京大学・東京学芸大学・早稲田大学）と協定を締結し、実践的な指導力を身に付けた新人教員を養成・確保する。

##### イ 教職大学院との連携の内容

優れた新人教員の養成を期して、教職大学院との連携を実施するに当たり、以下の内容で大学と協定を締結している。

また、都教育委員会と教職大学院との円滑な連携を図るため、「東京都教育委員

会と教職大学院との連携協議会」を設置するとともに、都教育委員会が提示した「共通に設定する領域・到達目標」のシラバスへの反映状況を確認するため、五つの教職大学院での授業及び連携協力校における指導状況を評価している。

<主な協定内容>

- (ア) 都教育委員会は、連携する都内五つの教職大学院に「共通科目」及び「学校における実習」の「共通に設定する領域・到達目標」を示す。各教職大学院は、この「到達目標」をカリキュラム・シラバスに位置付けて指導する。
- (イ) 各教職大学院の要望により、都内公立学校を連携協力校に指定し、これを提供する。
- (ウ) 東京都の教員としての資質・能力を有するものとして推薦のあった者について、教員採用選考の特例を設ける。

## 2 「採用前実践的指導力養成講座」の充実（指導部）

### (1) 目的

教員採用候補者名簿登載者を対象として、教員として円滑にスタートできるよう、採用前の段階で教科指導や学級経営、保護者対応等に関する研修を実施する。

### (2) 講座内容

#### ア 実践的に学ぶ学級経営・学級指導

講義や学校体験を通して児童・生徒理解や学級集団への指導の仕方を学ぶ。

#### イ 実践的に学ぶ特別支援教育、外部折衝

特別支援教育の意義や特別な支援を必要とする児童・生徒への指導の在り方や保護者との信頼関係・協力体制を築くための方法等を学ぶ。

## 3 教員採用候補者選考における小学校全科（英語コース）の新設（人事部）

小学校における「英語」の教科化に向けて、教員採用選考の小学校全科（英語コース）において、小学校全科の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用する。

## <主要施策17 現職教員の資質・能力の向上>

### 1 教職経験に応じた研修の充実及び産休・育休中の教員等に対する動画配信による自己啓発支援（指導部）

#### (1) 教職経験に応じた研修の充実

##### ア 期待される成果

- (ア) 採用から3年間で、東京都教員人材育成方針に示された教員に求められる基本的な四つの力である「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」を育成する。
- (イ) 1年次(初任者)研修では、教育公務員特例法第23条に基づき、教員に求められる基本的な四つの力である「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部と

## 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

の連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。

- (ウ) 2年次研修では、教員に求められる基本的な四つの力のうち「学習指導力」と「生活指導力・進路指導力」を中心とした実践的な指導力の促進を図る。
- (エ) 3年次研修では、教員に求められる基本的な四つの力のうち「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の課題解決・対応力の拡充を図る。
- (オ) 四つの力の各項目について、行動指針としての到達目標を設定し、そのために必要な研修項目や方法、具体的な研修内容を年間シラバスとして策定し、一定基準の力量を形成する。
- (カ) 各年次に応じた到達目標に対して、年間2回の自己診断を実施することで、自己の課題を認識し改善に努める。また、課題を管理職及び指導教員も確認し、個別課題を解決していくなど、きめ細かい育成を可能にする。

### イ 研修体系

#### (ア) 1年次(初任者)研修

- 校内における研修 180時間以上実施
  - ・授業に関する研修 120時間以上、授業以外の研修 60時間以上
- 校外における研修
  - ・教育センター等における研修半日を10回、宿泊研修2泊3日、課題別研修半日を6回

#### (イ) 2年次研修

- 校内における研修 30時間以上実施
  - ・授業に関する研修 15時間以上、授業以外の研修 15時間以上
- 校外における研修 半日を3回

#### (ウ) 3年次研修

- 校内における研修 30時間以上実施
  - ・授業に関する研修 10時間以上、授業以外の研修 20時間以上
- 校外における研修 半日を2回
- 指導主事等の派遣による<sup>しづ</sup>悉皆の授業観察 年1回

#### (2) 産休・育休中の教員等に対する動画配信による自己啓発支援

産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供して、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に教員研修の動画を配信する。

## 2 指導教諭の活用(人事部)

### (1) 指導教諭の計画的任用

区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターとの連携を図り、都内公立学校における指導教諭の計画的な任用を行っていく。

### (2) 指導教諭の活用

都教育委員会は、各都立学校における指導教諭を活用したOJTの取組状況を把握し、教科主任を活用したOJTとの連携を進めるなど、更なる活用に向けた指導・助言を行

う。また、小・中学校においても区市町村教育委員会を通じて各学校におけるOJTの取組状況を把握するとともに、指導教諭が行う模範授業や公開授業に、他校の教員が参加して意見交換を行う機会を設けるなど、指導教諭を活用し、授業力等の向上に向けた取組を進めていく。

### 3 教員の海外派遣研修の拡大や青年海外協力隊等への参加促進（指導部・人事部）

社会のグローバル化等、時代の変化に主体的に対応する教育の実現のため、グローバル人材育成を支える指導者の育成・確保を目的として、現職教員の国際貢献意欲の支援及び国際貢献経験を教育へ還元するための取組を実施する。

#### (1) 教員の海外派遣研修の拡大

都内公立中学校・高等学校外国語（英語）科教員の指導力・異文化理解深化のための海外派遣研修を実施するとともに、本年度から新たに、今後の小学校英語教科化を見据え、英語教育推進リーダーとして指定した小学校教員を海外派遣研修の対象者に加え、拡大を図る。

#### (2) 現職教員の青年海外協力隊等への参加促進

「現職教員特別参加制度」による青年海外協力隊等への参加を促進するため、必要な取組を実施していく。（規模：20名程度）

ア 国際協力機構（JICA）と連携・協力した教員対象説明会の開催

イ 現職教員を青年海外協力隊等へ派遣する意義や帰国後の教員活用等、管理職等への事業理解の促進

#### (3) 国際協力機構（JICA）と連携した「東京グローバル・ユース・キャンプ」の実施

教員の国際理解教育の実践力を高めるとともに、青年海外協力隊の派遣事業に対する理解を深め、参加する意欲を高める。（規模：30名×1回）

#### (4) 国際貢献活動経験者の採用

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者（国際貢献活動経験者）を対象とした特別選考を実施する。

### 4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部・人事部）

(1) 平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、サービス事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のあるサービス事故者を対象として、「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

(2) 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、サービス事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

(3) 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や

## 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach 賞により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

- (4) 体罰等の実態を的確に把握するため、引き続き体罰等実態調査を実施する。

## 5 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進（福利厚生部）

### (1) 教職員のメンタルヘルス対策

#### ア 早期相談体制の充実

精神の不調を覚えた段階で、土曜日及び日曜日に、周りの目を気にすることなく医療機関ではない場所で相談できるよう、区部と多摩地区にそれぞれ相談窓口を設置する。

#### イ 意識啓発の取組

「こころの病」に対しては「早期自覚」「早期対処」が重要との認識に立って、様々な啓発活動を展開する。

- (ア) 学校等が開催するメンタルヘルスセミナー等に臨床心理士を講師として派遣

- (イ) 新規採用教員に対して、個別カウンセリングやセミナーを実施

- (ウ) 全校に配布したDVDや全教職員に配布する啓発冊子を基に校内研修を実施

#### ウ 副校長ベーシックプログラム

副校長は学校経営の要であり、副校長が欠けると、学校運営に多大な影響が生じる。このため、新任副校長を対象として、総合的な人材育成の一環として、健康相談によるからだのケア、カウンセリングによるこころのケアとともに、実務的な講義や演習などを内容とする「副校長ベーシックプログラム」を実施する。

#### エ ストレスチェック等の実施

メンタルヘルスに対する意識を高め、「早期自覚」「早期対処」につなげる心理的な負担の程度を把握するための検査として、ストレスチェックやストレス検査を行う。

#### オ リワークプラザ東京における復職支援

リワークプラザ東京では、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を目的として、学校で行う職場復帰訓練に対して、精神科医である健康相談員や、臨床心理士と校長OBによる復職アドバイザーを配置し、復職に向けた支援を行う。

#### カ メンタルヘルス対策会議

関係各部及び専門家を交えた「メンタルヘルス対策会議」を設置し、精神疾患の原因分析から復帰後のケアまで、教職員のメンタルヘルスについて総合的に取り組んでいる。

### (2) 教職員の健康管理

#### ア 定期健康診断

- (ア) 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法等に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施す



る。特別健診として、女性健診、V D T健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施する。実施に当たっては、夏季休業期間中における巡回健診や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努める。

- (イ) 「教職員健康管理システム」を活用して、定期健康診断の受診促進を図る。また、健診結果が緊急に医療機関で受診をすべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

#### イ 都立学校労働安全衛生管理体制

##### (ア) 安全衛生組織

労働安全衛生法及び東京都立学校安全衛生組織等設置規程に基づき、都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進している。都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に労働安全衛生に関する情報を提供しており、また各都立学校は、安全衛生委員会や産業医・衛生管理者等を設置している。

##### (イ) 産業医に対する研修会の実施

都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施する。

##### (ウ) 衛生管理者資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格を取得するための講習会等への参加に対し、公費負担を行う。

##### (エ) 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具設置規程に基づき、一般技能職員に対し、保護具を措置する。

## < 主要施策 18 優秀な管理職等の確保と育成 >

### 1 「学校リーダー育成プログラム」研修の更なる充実（人事部）

#### (1) 目的

教育管理職選考受験者の低迷が続き、学校経営の担い手である教育管理職の確保・育成は課題である。また大量採用の時代にあって、若手教員に対して校務の重要な役割を任せざるを得ない現状がある中、将来、教育管理職として活躍する力を有している教員に対する早期段階での学校マネジメント能力の育成が重要である。

そこで、将来、各地区等で中核となって活躍する教育管理職を発掘・育成するために、30歳代の主任教諭2年目以上にある者を選抜して、学校や区市町村教育委員会・学校経営支援センター、都教育庁人事部及び東京都教職員研修センターが協働し、計画的・継続的に学校マネジメント能力の育成を図るプログラムを実施する。

#### (2) 学校リーダー育成プログラムの流れ

## 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

### ア 学校マネジメント講座

校長、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが、将来の管理職候補者として資質・能力のある主任教諭を選抜し、学校、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターにおいて、受講者のキャリア形成や学校マネジメントに関わる講習を受講させる。さらに、受講者を拡大するなど、幅広く学校マネジメント能力の育成を図る。

### イ 学校リーダー育成特別講座

学校マネジメント講座修了者の中から、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが特に選抜した者について、都教育庁人事部主催の年間3回（宿泊を含む。）にわたる学校リーダー育成特別講座を受講させ、地区等の中核となる人材を育成する。

### (3) 教育管理職B選考受験のメリット

学校マネジメント講座や学校リーダー育成特別講座を修了した者は、東京都教職員研修センターの教育管理職候補者B養成講座を受講することにより、教育管理職B選考の一部が免除される。また、学校リーダー育成特別講座を修了し、教育管理職B選考を受験し、合格した者については、区市町村教育委員会は、管理職としてそれぞれの地区内で昇任させること、都立学校は、管理職昇任まで引き続き自校で勤務することができる。

## 2 退職した教育管理職の積極的な活用（人事部）

豊富な知識と経験を有する元教育管理職を一般職非常勤職員（学校経営支援員）として積極的に任用し、副校長補佐等の学校経営支援業務に活用し、教育管理職の負担軽減に資する。

## 3 女性教員の教育管理職等への登用の促進（人事部）

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

また、教育管理職B選考の受験有資格者となる4級職層における女性教員の任用を拡大するため、区市町村教育委員会及び都立学校と連携し、積極的に4級職選考の受験を促す。

## < その他の事務事業 >

### 1 優秀な教員志望者の確保（人事部）

#### (1) 地方会場における選考の実施

東京都内のほか、地方に複数の選考会場を設け採用選考を実施する。

#### (2) PRの充実・拡大

ホームページ、メールマガジン及びツイッターの配信などによるPR活動に加え、現職教員による「教員採用ナビ」を地方説明会等において、積極的に活用し、教員志望者に対して、東京都の教育や学校の魅力を様々な機会を通じて伝えていく。

また、東京都教員の志望者を対象に、やりがいや授業づくりの実際等、経験豊富な現役の教員と直接対話できる個別相談会を開催する。

### (3) 教員採用候補者への支援

教員採用候補者が採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、専用のホームページによりe-ラーニングを活用し、サービスや情報セキュリティ、教育職員免許状等に係る知識を付与するとともに、採用前実践的指導力養成講座の動画配信を行うなど、教員になるに当たって身に付けておくべき情報を採用前に提供していく。

### (4) 理科教育を推進する教員の採用

小学校における理科教育を充実するため、教員採用選考の小学校全科（理科コース）において、小学校全科の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「理科」の免許状を有する者を採用する。

## 2 人事交流の促進による人材の育成(人事部)

現在、公立学校では、教員の大量退職に伴い、経験の少ない若手教員の割合が高まっており、人材の育成と活用が喫緊の課題となっている。

そのため、平成24年度に、これまで、小・中学校、高等学校、特別支援学校と、校種別に定めていた「教員の定期異動実施要綱」を一本化するとともに、新たに、ステージ制や異校種間人事交流の仕組みを整え、引き続き、人事交流の一層の促進を図っていく。

### (1) ステージ制の導入

若手教員の人材育成を図るためには、広域的な人事異動や校種を越えた人事異動を促進し、多様な学校経験を積ませることが重要である。

そこで、平成24年度、区部と市部の間、通常の学級と特別支援学級の間、小・中学校と特別支援学校の間など、教育環境が大きく異なる学校間の異動を促す仕組みである「ステージ制」を導入した。この仕組みを活用し、これまで以上に計画的な人材育成を図る。

### (2) 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、平成24年度の異動要綱の改正と併せ、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた異動を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、仕組みの充実を図った。

このことにより、例えば、小・中学校と特別支援学校の間又は高等学校と特別支援学校の間の人材異動においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒に専門性の高い教育を行っていく上で中核となる教員の専門性を更に向上させる効果が期待できる。また、例えば、同一地域の中学校と高等学校の間の人材異動においては、教科指導や生活指導の継続性を確保し、地域全体の教育力を向上させる効果が期待できる。

平成28年度も、これらの仕組みを活用した人事交流を行うことにより、人材育成の促進を図る。

### 3 「若手教員の育成」(人事部)

#### (1) 「東京都教員人材育成基本方針」に基づく教員の育成

「東京都教員人材育成基本方針」並びにこれに基づいて作成された「OJTガイドライン」及び「学校管理職育成指針」を活用して、全ての学校で意図的・計画的に教員の経験、能力及び職層に応じて、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の育成を促す。そのために学校内の日常の業務遂行を通じて、学校全体としてOJTに組織的に取り組めるよう支援を行う。

都立学校における、OJTの計画的な取組を推進し、組織的な人材育成を更に進めるため、「OJT診断基準」に基づき、順次、各都立学校の取組状況を検証し、指導・助言を行っていく。

区市町村教育委員会及び小・中学校については、「OJT診断」の手法や成果について広く周知を図り、各区市町村教育委員会及び小・中学校での取組を推進していく。

また、東京都教職員研修センターにおいて、引き続き、教育管理職、教育管理職候補者、主幹教諭・指導教諭及び主任教諭にOJTの重要性の理解を図る研修の充実を図っていく。

OJTを効果的に行うため、人事考課制度における自己申告書を活用する。自己申告書に示す職務目標の達成に向けて必要な能力を身に付けるために、目標を設定し(計画 Plan)、目標に向けて取り組んだ後(実施 Do)、成果と課題(検証 Check)を明らかにし、次の計画(改善 Action)につなげるなどの取組を通して、教員が主体的にOJTに取り組むようにするとともに、教員一人一人の経験や能力、職層に応じた成長を促し、学校における組織的な人材育成の充実を図っていく。

#### (2) 新人育成教員(再任用短時間勤務)の配置

ベテラン教員の大量退職に伴う新規教員の大量採用が続いているため、新規採用教員の育成が急務となっている。特に小学校の新規採用教員は採用直後から学級担任となるため、学級経営の円滑なスタートに向けて重点的に指導を行い、担任を担う教員としての資質・能力を高める必要がある。このため、平成22年度から、教員の経験を含め、社会人としての経験のない新規大学卒業者を「学級経営研修生」として指定するとともに、退職した再任用短時間勤務教員を「新人育成教員」として配置し、ペアで学級担任を担わせることを通して、学校現場におけるOJTを基本とした実践的研修を実施している。経験豊富で指導力のあるベテランの力を活用し、学級経営の基盤となる学習指導力、生活指導力、コミュニケーション能力等、新規採用教員の資質・能力の向上を推進していくとともに、新人育成教員を確保するため、退職者に対しては、本制度の周知を図っている。

また、新人育成教員対象の講習会、学級経営研修生の集合研修などを効果的に実施するとともに、新人育成教員の実践報告書を作成し、同報告書を活用した指導を行うことなどを通して、新規採用教員を育成していく。

## 取組の方向 8

## 質の高い教育環境を整える

## &lt; 主要施策 19 都立高校改革の着実な推進 &gt;

## 1 都立高校改革推進計画に基づく取組（都立学校教育部）

近年の我が国の高等学校教育や都政の動向に伴う新たな課題に的確に対応するため、平成 27 年度に都立高校改革推進計画を一部改定するとともに、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の具体的な計画として、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画を策定した。平成 28 年度は新実施計画の初年度として、進捗状況や課題を関係各部や学校関係者と共有しながら、各取組を着実に推進する。

## &lt; 主要施策 20 特別支援教育の着実な推進 &gt;

## 1 都立特別支援学校の規模と配置の適正化（都立学校教育部）

## (1) 都立城東特別支援学校の開校及び都立武蔵台学園増築棟の供用開始

都立江東特別支援学校（知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部））の在籍者数増加に対応するため、都立江東特別支援学校の小学部及び中学部を分離・独立し、平成 28 年 4 月に知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立城東特別支援学校を開校する。

また、都立武蔵台学園（知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部））の在籍者数増に対応するため、平成 28 年 9 月に都立武蔵台学園校舎増築棟の供用を開始する。

## (2) 職能開発科の設置及び就業技術科の定員増

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に就労実現に向けた基礎的な職業教育を行うため、2 校目となる職能開発科を、平成 28 年 4 月に都立港特別支援学校へ設置する。

また、知的障害が軽度の生徒を対象に将来の自立に向けた専門的な職業的教育を行う高等部就業技術科をより一層充実するため、都立青峰学園高等部就業技術科の定員を平成 28 年 4 月から拡大する。

## 2 将来の職業的自立に向けた専門的教育の推進（指導部）

## (1) 学校設定教科・科目の開発

自己の障害に関する理解や社会性を向上させるための指導、現場実習を含むキャリア教育を実施することを目的とした学校設定教科等について、実践的な研究開発を行う。

## (2) ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の実施と行動支援

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた分かりやすい授業展開、適切な行動を促す行動支援、生活指導に関する「授業と行動支援の手引」を作成する。

## 取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

### (3) 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実

大学との連携による進学支援や企業との連携による就労支援に関する実践研究を行い、発達障害の生徒の進学支援、就労支援の在り方をまとめた進路指導の手引を作成する。

### (4) 学校・学級不適應の生徒への対応

発達障害に起因する学校・学級不適應（不登校、中途退学を含む。）の改善に向けた組織的対応の在り方をまとめた手引や発達障害の理解を促進させるための指導、学校・学級不適應への対応に関する指導の在り方をまとめたDVDを作成する。

## 3 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策（都立学校教育部・指導部）

### (1) 公立小学校における特別支援教室の設置促進

平成 28 年度から順次導入し、在籍校における発達障害の状態に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制の整備を進め、平成 30 年度の導入完了を目指す。

区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、平成 28 年度から導入校に特別支援教室専門員の配置と、臨床発達心理士等の巡回を行う。

### (2) 公立中学校における特別支援教室の設置促進

教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題があるため、平成 28 年度、平成 29 年度の 2 か年でモデル事業を実施し、中学校における巡回指導体制や生徒一人一人の障害特性に応じた進路指導を含めた相談機能の在り方等について検討を行う。

モデル事業での成果と課題を踏まえ、準備の整った区市町村から特別支援教室を導入し、平成 33 年度までに全ての中学校での設置を目指す。

### (3) 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の仕組みの構築

中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、放課後や土曜日などに教育課程外で学校外において、ソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導・支援を受けられる仕組みの構築に向けて、平成 28 年度の試行実施を踏まえ、平成 29 年度からの本格実施を目指す。

### (4) 小・中学校における指導内容と組織的な対応の充実

#### ア 学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立

読み書きや行動・社会性に関するアセスメント方法を開発するとともに、実施・分析方法や保護者との連携の在り方を示したDVDを作成する。

#### イ 発達障害の児童・生徒の指導の充実

##### (7) 小学校の通常の学級における個別指導の充実

個別指導の内容・方法に関する指導資料の作成、発達障害の児童・生徒用の「東京ベーシック・ドリル」の開発、ICT 機器の活用事例集を作成し、周知を図る。

##### (イ) 学級全体での指導の充実

ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのガイドライン、ソーシャルスキルトレーニングの事例集を作成し、周知を図る。

## < 主要施策 2 1 学校運営力の向上 >

### 1 学校運営力の向上（人事部）

平成24年3月8日に校務改善の基本的な実施方針である「小中学校の校務改善推進プラン」を策定した。本推進プランは、役割分担の明確化（経営支援部の設置により、教職員間の役割分担の明確化を図る等）や業務改善及び教職員の資質能力の向上等の具体的方策を提案している。

平成27年度は、542校が経営支援部を設置し、組織的な業務遂行や役割分担の明確化など、様々な校務改善の取組を実践してきた。こうした取組を都内の全公立小・中学校に普及・拡大させるため、都教育委員会は区市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校の校務改善の取組を積極的に支援していく。

#### (1) 都教育委員会の取組

##### ア 校務改善月間

11月を校務改善月間とし、各校の実態に応じた校務改善の取組を推進

##### イ 校務改善表彰

校務改善に関して功績を上げた団体や貢献度の高い個人に対して表彰を実施

##### ウ 校務改善ニュースの発行等

#### (2) 都教育委員会及び区市町村教育委員会が一体となった取組例

##### ア 管理職経験者を、校務支援を担う非常勤教員として活用

##### イ 非常勤職員情報提供システムの運用

##### ウ 教育管理職候補者育成のためのマネジメント研修の実施（学校リーダー育成プログラム）

#### (3) 学校及び区市町村教育委員会の主体的な取組例

##### ア 経営支援部設置校の更なる拡大や経営支援機能の強化

##### イ 各校務分掌における教職員間の役割分担の明確化

##### ウ 校務支援のソフトウェア導入や校内のパソコン配備及びインターネット環境整備

### 2 チームとしての学校の在り方の検討（総務部）

学校の教育力・組織力を向上させるため、事務職員や教員の学校運営への関わり方、専門性をもった外部人材の活用、地域との連携、校長・副校長を中心とし、多様な人材を含めたこれからの学校組織運営の在り方などについて外部有識者による検討委員会を設置し、検討を行う。

## < 主要施策 2 2 学校の教育環境整備 >

### 1 学校施設の耐震化（都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成26年に修正された「東京都地域防災計画」、平成23年11月策定の「東京都防災対応指針」及び平成24年3月策定の「東京都第4次地震防災緊急事業五箇年計画」並びに平成28年3月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

## 取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

### (1) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成22年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、今後、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施している。

#### ア 屋内運動場の非構造部材の耐震化

平成24年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成25年度から4か年（平成28年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行っている。

#### イ 校舎棟等の非構造部材の耐震化

平成25年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえ、平成26年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

### (2) 公立小・中学校等における震災対策の推進

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

都教育委員会は、学校施設の緊急性・重要性を鑑み、全ての小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成20年度から実施してきており、平成27年度末には、公立小・中学校施設の耐震対策がほぼ完了している。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、その緊急性・重要性に鑑み、平成25年度から支援事業を実施している。

#### ・非構造部材耐震化財政支援

国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

### 【参考：構造体耐震化率】

(平成27年4月1日現在) (単位：棟)

校種	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 及び既に補 強済の棟数	耐震化率
幼稚園	194	69	125	64.4%	122	97.6%	122	98.5%
小・中学校	7,019	1,969	5,050	71.9%	5,050	100.0%	5,026	99.7%
合計	7,213	2,038	5,175	71.7%	5,172	99.9%	5,148	99.6%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】



## 2 学校施設の冷房化（都立学校教育部・地域教育支援部）

### (1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成22年度から実施してきた。

平成26年度から、防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化の整備経費の一部を補助したほか、平成27年度からは、普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）についても新たに支援対象とし、都内公立小・中学校の冷房化を推進している。

### (2) 都立学校における冷房化の推進

都立高校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の体育館の冷房化を推進する。

## 3 校庭の芝生化（都立学校教育部・地域教育支援部）

### (1) 児童生徒の健やかな成長にとって望ましい教育環境の整備を目的として、都内公立小・中学校等の校（園）庭芝生化、校舎の屋上・壁面緑化を推進する。

#### ア 区市町村へ補助事業

- (ア) 校（園）庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- (イ) 芝生の専門的維持管理経費の補助（補助期間5年間）
- (ウ) 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（小・中学校のみ）

#### イ 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- (ア) 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）
- (イ) 芝生リーダー養成講習会の開催

#### ウ 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- (ア) 芝生化未実施校への天然芝の出前
- (イ) 校庭芝生化に係る情報発信（「校庭芝生化ニュースレター」）
- (ウ) 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- (エ) 校庭芝生化地域連携事業

< 都内区市町村立小・中学校（※）における校庭芝生化の実績（見込み） >

都内区市町村立学校数	1,908校	平成27年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	475校	平成27年度末現在

※ 区立中等教育学校及び区立特別支援学校を含む。

### (2) 都立学校の環境改善（芝生化）

- ・ 平成27年度末までの実績           108校   約26.1ha
- ・ 平成28年度の予定                新規9校

## 取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

### 4 ICT環境整備の推進（総務部・都立学校教育部・地域教育支援部）

#### (1) 公立小・中学校 ICT教育環境整備支援事業

##### ア 出前 ICT環境整備事業・ICTアドバイザー事業

区市町村教育委員会による ICT環境整備に係る計画等作成を促進するため、区市町村教育委員会が指定するモデル校に、可動式パソコン、電子黒板、アクセスポイント等を貸し出す。また、モデル校における ICT環境を活用する授業をサポートするため、ICTの専門家を派遣する。

##### イ 公立学校施設校内 LAN整備工事支援事業

児童・生徒の良好な教育環境を整備するため、都教育委員会は、公立小・中学校施設における校内 LANの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、区市町村立小・中学校の ICT環境の整備を支援する。

#### (2) 都立学校における ICT環境の整備

##### ア 都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校における ICT環境の充実

都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校における ICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の ICT機器に加え、生徒用のタブレット端末を配備し、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備する。

また、ICTパイロット校を2校指定し、ICTパイロット校の効果を検証し、他の都立高校での ICTの活用について検討する。

##### イ 都立特別支援学校における ICT環境の充実

都立特別支援学校における ICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備した ICT機器や障害者用支援機器に加え、児童・生徒用のタブレット端末を配備し、個に応じた学習が実現可能な環境を整備する。

### 5 公立小・中学校の安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

#### (1) 公立小・中学校等防犯設備整備事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、都教育委員会は、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、都独自の支援事業を実施していく。

<都内区市町村立幼稚園、小・中学校における整備状況（平成27年度中）>

区分	新規設置	更新設置
幼稚園	0園	11園
小学校	5校	61校
中学校	33校	43校

#### <その他の事務事業>

##### 1 学校問題解決サポート事業（指導部）

学校と保護者や地域住民との間で生じた学校だけでは解決困難な問題について相談を受け、子供のことを第一に考え、公平・中立の立場で、より良い解決策を提案する。

(1) 相談者への対応

ア 電話相談

経験豊富な校長OB及び指導主事等が電話を受け、助言する。

イ 専門家等からの助言

相談を受けた案件は協議し、必要に応じて専門家等の助言を受け、回答する。

ウ 第三者的機関としての解決策の提示

解決困難な案件については、当事者間で互いに解決に向けて取り組むことを合意した上で、専門家等が双方の意見を聞き、公平・中立的な立場として解決策を提示する。

(2) 学校・区市町村教育委員会への支援

学校問題の未然防止や学校の初期対応能力向上に向けた取組

ア 管理職等を対象にした専門家等による講演会・個別相談会の実施

イ 学校経営支援センター・区市町村教育委員会主催の講演会や校内研修会等への講師派遣

ウ 指導主事等を対象にした学校問題解決サポートセンター連絡会の開催

(3) 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ、専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家による「いじめ等の問題解決支援チーム」を結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じる等、早期に問題解決を図る。特に緊急性のある問題等については、同支援チームが学校を訪問するなどして直接助言を行う。

取組の方向 9

## 家庭の教育力向上を図る

### < 主要施策 2 3 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実 >

#### 1 学校と家庭の連携の推進（指導部）

##### (1) 家庭と子供の支援員の配置

###### ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置する。

###### イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

##### (2) 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

##### (3) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

### < 主要施策 2 4 学校と家庭が一体となった教育活動の充実 >

#### 1 学校と家庭が一体となった教育活動の充実（指導部）

##### (1) 道徳授業地区公開講座の充実【再掲】

「東京都道徳教育教材集」及び『『特別の教科 道徳』移行措置期間対応 東京都道徳教材教材集』の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。

##### (2) 小学校対象「親子防災体験」の実施【再掲】

都内全小学校・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象に、「親子防災体験」を実施する。

##### (3) いじめ等防止の情報サイト・アプリケーションの開発【再掲】

いじめに関する専用情報サイト・アプリを開発し、子供たちがいじめ防止に向けて主体的に行動することを促すとともに、相談先にアクセスしやすい環境づくりを推進する。また、いじめられたり、いじめを見たりした場合にどのように対処すればよいか、自分が取るべき行動について、学校や家族での話し合いにつなげられるようにする。

(4) 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な実施【再掲】

学校と家庭が連携し、子供たちにSNSを適切に利用するための力を育むために、親子情報モラル教室の実施や学習用補助教材の作成・配布を行う。

取組の方向10

## 地域・社会の教育力向上を図る

### < 主要施策25 地域等の外部人材を活用した教育の推進 >

#### 1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

##### (1) 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進

###### ア 学校支援ボランティア推進協議会の概要

学校支援ボランティア推進協議会は、地域全体で学校教育を支援する仕組みをつくり、地域住民や保護者等がボランティアとして学校の教育活動を支援する取組である。

###### イ 地域人材の養成・研修

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」と連携し、コーディネーターの養成・研修やコーディネーターのネットワークづくりを支援していく。

平成27年度実績 コーディネーター研修2回

###### ウ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、啓発資料や広報誌等を活用した情報提供を行い、区市町村における「学校支援ボランティア推進協議会事業」の推進を支援する。

平成27年度実績 事業実施地区数（交付決定数）23区市町833校

##### (2) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組

###### ア 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の概要

企業・大学・NPO等の社会的資源が有する専門的教育力を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを行う協議会で、都内各地で展開される学校・家庭・地域・社会の協働を進め、教育力の再構築を図るための取組を支援する。

会員団体数：477団体（平成28年3月現在）

###### イ 協議会の取組

施策課題ごとに課題別部会を設置し、具体的な教育プログラムの開発や実践を行う。

平成27年度 設置部会

- (ア) 都立学校支援部会
- (イ) 教育支援コーディネーター部会
- (ウ) 区市町村支援部会
- (エ) 地域・団体連携協働部会

平成27年度 主な取組内容

- (ア) 企業や大学、NPO等会員団体の協力を得て「社会的・職業的自立」支援教育プログラムを希望する都立高校に教育プログラムを導入
- (イ) コーディネーターの資質向上のための「コーディネーター基礎研修」、「教育

- 支援コーディネーター・フォーラム」等の研修の企画
- (ウ) 学校内外の地域教育の担い手の育成として、学校支援ボランティア推進協議会事業や放課後子供教室推進事業におけるコーディネーター等の研修実施
- (エ) 学校と地域とが連携した「オリンピック・パラリンピック教育」「防災教育」等の教育支援活動の推進及び効果的な導入事例の検討

## 2 人材等の教育活動への積極的な参加（人事部）

### 教育庁人材バンク事業

学校における外部人材の活用を円滑に実施していくためには、学校と教育委員会が連携を図り、必要な人材を確保していくことが重要である。

このため、平成22年度から「教育庁人材バンク」を設置し、多種・多様な外部人材を広域的に確保して、専門のコーディネーターが学校のニーズに対応した人材を的確にマッチングしていく仕組みを作り、安定的かつ効果的な外部人材の活用を図ってきた。

今後も学校の教育活動をより効果的に支援していくため、学校からの要望の多い人材（教員を目指す大学生等）を増やすとともに、ホームページによる有効な活用事例の紹介や人材情報の公開などを行うことにより、外部人材の活用を推進していく。

## < 主要施策26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実 >

### 1 外部人材を活用した放課後の学習支援等、授業以外の場における学習支援の充実

（地域教育支援部・指導部）【再掲】

#### (1) 「放課後子供教室」の促進

##### ア 研修機会の充実

放課後子供教室の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会の充実を図るなど、区市町村を支援していく。なお、平成27年度は研修を5回実施した。

##### イ 情報提供の充実

学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な「放課後子供教室」の活用事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況や課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における放課後子供教室の推進を図る。

平成27年度は55区市町村1,112小学校区、都立特別支援学校13教室で実施した。

##### ウ 活動プログラムの充実

次代を担う人材を育成するため、学力や体力向上等の取組を含めた、年12回以上の継続的・体系的な活動プログラムを実施する際に、活動プログラムを中心となって行う教育活動推進員の謝金を都独自に上乗せ補助して、活動内容の充実を図る区市町村を支援していく。

## 取組の方向10 地域・社会の教育力向上を図る

### (2) 「地域未来塾」の促進

#### ア 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、広報誌等を活用した情報提供を行うとともに、関係課長会や担当者会など様々な場を通じて働き掛けを行い、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

平成28年度は12区市で事業を実施する予定である。

### (3) 「校内寺子屋」の実施

#### ア 生徒の個の状況に応じた学力向上を支援する都立高等学校を10校指定

#### イ 外部人材による学習支援の体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間180回の学習支援を実施する。

#### ウ 基礎学力の定着状況の把握

(f)義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(g)対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期考査など定期的に学力調査を実施する。

#### エ 学習支援ソフトの活用

学校に配備されたタブレット端末に都教育委員会が指定した弱点を克服する学習支援ツールを導入し、活用する。

## < その他の事務事業 >

### 1 体験活動の充実（地域教育支援部）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特長を生かした文化・スポーツ教室、ユース・スクエア事業や社会教育事業を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供する。両施設とも管理・運營業務をPFI方式により行っており、東京スポーツ文化館は、PFI区部ユース・プラザ（株）が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ（株）がそれぞれ受託している。

#### (1) 東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）

##### 【平成27年度】（延べ人数）

文化・学習施設及びスポーツ施設の利用者	282,395人
施設を利用したスポーツ教室等の参加者	14,857人
社会教育事業（都委託事業）参加者	995人

#### (2) 高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）

##### 【平成27年度】（延べ人数）

文化・学習施設、スポーツ施設及び野外活動施設の利用者	273,070人
施設を利用した文化・スポーツ教室等の参加者	865人
社会教育事業（都委託事業）参加者	3,638人



## 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

## 1 都立図書館の運営（地域教育支援部）

## (1) 新多摩図書館開館に向けた準備

平成 29 年 1 月に予定している新多摩図書館（国分寺市泉町）開館に向け、中央図書館と多摩図書館の緊密な連携の下、着実に準備を進める。移転に伴う作業を円滑に行うとともに、東京マガジンバンク及び児童・青少年資料のサービス充実に向けて万全の準備を行い、新多摩図書館でのサービスを開始する。

## ア 東京マガジンバンクサービスの拡充

多摩図書館では、公立図書館として最大規模となる約 17,000 誌の雑誌を所蔵しており、幅広い分野の雑誌を生かした各種サービスを提供している。平成 29 年 1 月開館予定の新館では、開架閲覧サービスの大幅な拡充を図るとともに、企画展示や講演会において多様な情報を発信し、雑誌の魅力と有用性を広く都民に知らせる。

【平成 27 年度】常設展示（六つのサブテーマを設け 2 か月ごとに展示換え）

セミナー 1 回 （注）移転準備のため事業規模を縮小

## イ 児童・青少年サービスの推進

多摩図書館では、数多くの児童書、児童書や子供の読書に関する研究書等により、子供や子供の読書活動に関わる大人へのサービスを提供している。講師派遣、選書支援等の学校支援事業、区市町村立図書館職員対象の「子供の読書に関する講座」開催等を引き続き実施するとともに、平成 29 年 1 月開館予定の新館では選書コーナーを拡充し、都内の児童・青少年サービスのセンター的役割を担いつつ、児童・青少年の読書活動の推進を図る。

【平成 27 年度】

- ・東京都子供読書活動推進資料「子どもたちに物語の読み聞かせを」都内小学校 1 年生保護者への配布
- ・同「扉をあけてⅡ」の都内中学校 1 年生への配布
- ・同「羅針盤Ⅱ」の都内高校 1 年生への配布
- ・都立図書館・学校支援シリーズ「ひとりでよめるよ」の作成及び都内小学校への配布

## (2) サービスの一層の充実

## ア オリンピック・パラリンピック関連情報の多面的展開

首都東京の広域的・総合的情報拠点として都民の調査研究を支援するこれまでの事業に加え、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた新たな取組を推進する。中央図書館の 1 階には、オリンピック・パラリンピック関連情報や日本の伝統文化情報等の新コーナーを設置し、これらの資料・情報を核として、関連イベント実施、Web コンテンツ作成、学校支援サービスへの活用など、多様な方法でサービスを展開する。

また、外国語資料や各国情報の一層の充実を図るなど、外国人を含むより多くの利用者に活用される取組を実施する。

## 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

### 【平成 27 年度】

- ・オンラインデータベースの無料提供 33 種類
- ・電子書籍の提供 741 タイトル

#### イ 次世代を育成する学校教育への支援

都内の学校に対して行っている児童・生徒の読書や学習活動、教職員の授業研究及び学校図書館運営等への支援事業を引き続き実施する。また、各学校における「オリンピック・パラリンピック教育」やアクティブ・ラーニング等の事業を、資料・情報面で支援する取組を推進する。

### 【平成 27 年度】

- ・学校からのレファレンスや読書相談 197 件
- ・都立特別支援学校 14 校との連携事業（出張おはなし会等）
- ・職場体験受入れ 中学校 6 校、10 名 都立特別支援学校高等部 1 校、1 名
- ・生徒と図書館をつなぐ取組 4 校、11 名

#### ウ 都政における施策推進への支援

都職員の政策立案、資料作成、情報収集等を支援するため、一層のサービス充実を図る。オリンピック・パラリンピックの開催に向けて加速化する都庁各部署での施策推進を、都立図書館の資源を最大限に活用して支援する。

### 【平成 27 年度】政策立案支援サービス

レファレンス 1,891 件、資料の貸出 781 冊、複写枚数 6,163 枚

#### エ 利用拡大に向けた戦略的広報

都立図書館の存在やサービスの知名度を上げて来館を促すとともに、来館者に所蔵資料の魅力を伝え十分に資料を活用してもらうため、広報に関する取組を更に強化する。館外において開催されるイベントへの出展や、ソーシャルメディア（twitter 及び face book）の活用等により、都立図書館のサービスや事業の周知を図る。

また、ホームページリニューアルやパンフレットの刷新、デジタルサイネージ導入による情報発信等を実施するとともに、各広報媒体の多言語対応を推進する。

### 【平成 27 年度】

都立図書館ホームページトップページアクセス数 1,018,070 件

#### オ 誰もが快適に利用できる図書館環境の構築

都立図書館を快適に利用してもらうため、施設・設備の不具合を解消し、既存什器の有効活用等により閲覧環境を整備する。また、首都東京の、そしてオリンピック・パラリンピック開催都市の図書館として、外国人の利用に配慮し、サイン・看板の見直しや多言語対応、「FREE Wi-Fi&TOKYO」の一環として無料 Wi-Fi の整備等を推進する。

### (3) 都の行政施策及び都立図書館協議会提言に基づく事業の実施

#### ア 「第三次東京都子供読書活動推進計画」の推進

「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、子供の読書活動に一層の推進を図る。教職員対象の研修への講師派遣や、外国語を母語とする子供の読書活動を支援する英語多読コーナー設置等の事業を実施する。

イ 第26期都立図書館協議会提言に基づく事業の実施

「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」（平成27年3月提言）に基づき、新多摩図書館の施設を活用した読書活動への支援等を推進する。

(4) 区市町村立図書館との連携・協力

ア 東京都全体の図書館サービスの向上を目指し、東京都図書館研究交流会や職員研修等により、区市町村立図書館への支援と連携・協力を継続実施する。

【平成27年度】

東京都図書館研究交流会 5回

区市町村立図書館職員等に対するレファレンス研修などの専門研修 延べ13回

イ 統合検索システムやホームページの機能を活用し、引き続き区市町村立図書館間の相互貸借の促進を図るとともに、除籍資料の有効活用を進める。

【平成27年度】

都内区市町村立図書館への貸出協力図書74,865冊、雑誌7,970冊、計82,835冊

## 2 子供の読書活動の推進（地域教育支援部）

(1) 読書活動の推進

ア 乳幼児の読書活動に関する取組

(ア) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供（都立図書館）

(イ) 子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の活用（都立図書館）

(ウ) 区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援（都立図書館）

イ 小・中学生の読書活動に関する取組

(ア) 朝読書や各教科等における読書活動の工夫

(イ) 異年齢交流事例の発信

(ウ) 学校図書館リニューアル事例の発信

(エ) 学校の読書活動支援（都立図書館）

ウ 高校生等の読書活動に関する取組

(ア) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

(イ) 各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫

(ウ) 書評合戦の実施

(エ) おすすめ本紹介・選書支援・書評に取り上げられた本情報の提供（都立図書館）

エ 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進

(ア) 障害に応じた指導方法の工夫

(イ) 特別支援学校の読書環境整備

(2) 読書活動推進の基盤づくり

ア 読書活動推進状況等の調査

区市町村における読書活動推進状況、都立学校における読書活動取組状況及び児童・生徒の読書状況の調査を実施し、結果を区市町村や学校での読書活動の推進の参考となるよう公表する。

イ 読書活動を支える人材の育成

(ア) 司書教諭等への研修の実施

## 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

- (イ) 都内公立図書館職員の研修の実施（都立図書館）
- (ウ) ボランティアによる地域ぐるみの読書活動推進
- (エ) 特別支援学校読み聞かせボランティアの育成プログラムの開発（都立図書館）
- (3) オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の充実
  - ア 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を通じた調べ学習の充実
    - オリンピック教育推進校における本を活用した取組を紹介するとともに、オリンピック教育読本や日本の良さを紹介する英語教材等の配布など、多様な資料の活用を通して、オリンピック・パラリンピックの歴史や出場国等を調べたり、発表したりする学習を充実する。
  - イ オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介（都立図書館）
    - オリンピック・パラリンピックの歴史やスポーツ関連のほか、日本文化の魅力を実感する本や各国を知るための本などの資料紹介等を行う。

### 3 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成16年2月、毎年11月の第一土曜日（平成28年度は11月5日）を「東京都教育の日」と定めた。

「東京都教育の日」当日には、毎年定めるテーマによる記念行事を実施するとともに、10月から11月までの間を推進期間とし、「東京都教育の日」の趣旨に則った事業を、都内の学校や都庁各局等において実施している。

### 4 文化財保護管理等（地域教育支援部）

都教育委員会は、区市町村教育委員会、文化財の所有者及び都民等の協力を得て文化財保護行政のより一層の充実に努めるとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財保護思想の普及に努めている。

#### (1) 文化財の保護

##### ア 文化財保護審議会

東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（平成28年3月11日現在 都指定文化財総数819件）

#### (ア) 平成27年度東京都指定文化財として指定したもの等

##### ○ 新たに指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（彫刻） 木造不動明王立像
- ・ 東京都指定無形民俗文化財（風俗慣習） 奥沢神社の大蛇お練り行事
- ・ 東京都指定名勝 題経寺遼溪園
- ・ 東京都指定天然記念物（植物） 瑞龍のマツ

##### ○ 既に指定しているものに追加して指定するもの

- ・ 東京都指定有形文化財（古文書） 旧多摩郡伊奈村名主石川家文書

##### ○ 指定を解除するもの

- ・東京都指定有形文化財（建造物） 旧朝香宮邸（東京都庭園美術館）

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、急激な開発事業の進行と生産様式・生活様式の変化に直面している文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。平成 24 年度から 5 年計画で、東京都に所在する近代化遺産（建造物等）について、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査を悉皆的に実施する「東京都近代化遺産総合調査」を実施している。

ウ 文化財の保存助成

国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し後世に伝えるために、文化財の解体復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに対して、補助・助成する。

【平成 27 年度】 国指定文化財 51 件、都指定文化財 40 件の助成を実施

エ 文化財の保護管理

文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

【平成 27 年度】 202 件

オ 文化財保護思想の普及

文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知するため、文化財保護思想の普及充実を図る。「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展の共催など文化財関係事業の共催・後援事業を行う。

カ 東京文化財ウィーク

文化財ウィークは、平成 27 年度で 18 回目となり、都民の方々への文化財情報の周知やウィークへの参加を推進してきた。

平成 24 年度から文化財の紹介と文化財をより身近なものと感じてもらうため文化財を巡るコースを設定し、テーマを決め、パンフレットを作成・配布した。

平成 27 年度の都内全域での文化財の公開は、309 か所 469 件、また、10 月から 11 月までの 2 か月間に文化財に関わる事業の展開は 248 事業となった。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品又は骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

【平成 27 年度】 新規登録数 1,919 件

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。また、博物館建設計画等について、その求めに応じて、設置及び運営に関する専門的、技術的指導及び助言を行う。

【平成 27 年度】 博物館相当施設の指定 1 件

## 教育ビジョンに掲げる主要施策に関連する事務事業

### (2) 埋蔵文化財の保護

#### ア 遺跡緊急発掘調査補助事業

埋蔵文化財調査の円滑な推進を図るために、事前調査の経費を負担することが著しく困難な個人又は中小企業者の発掘調査事業に対し、都が補助金を交付する。

#### イ 東京都立埋蔵文化財調査センター

東京都立埋蔵文化財調査センターは、都における埋蔵文化財の発掘調査に伴う出品と調査記録等を保管し、出土品等の展示により普及事業の充実を図っており、平成 27 年度の年間利用者数は約 28,000 人となっている。現在は指定管理者として公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が運営を行っている。

### (3) 文化財関係補助事業

区市町村が行う文化財の保存事業については、国及び都は、その事業費に対して次のような補助金を交付する。

#### ア 史跡の公有化（土地の買上げ）事業

国指定史跡の土地買上げについては、国及び都が助成する。また、都指定史跡の土地の買上げについては、都が単独で助成をする。

【平成 27 年度】 国指定 5 件、都指定 1 件の助成を実施

#### イ 有形文化財等の修理事業等

有形文化財（建造物、古文書、考古資料等）等の修理事業等については、原則として国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 27 年度】 国指定 36 件、都指定 17 件の助成を実施

#### ウ 史跡等の整備事業

史跡等の整備事業については、原則として国指定の場合は、国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 27 年度】 国指定 10 件、都指定 13 件の助成を実施

#### エ 埋蔵文化財緊急調査事業及び埋蔵文化財公開活用事業

埋蔵文化財の緊急発掘調査について、国及び都が助成し、公開活用事業には、国が助成する。

【平成 27 年度】 緊急発掘調査 38 件の助成を実施